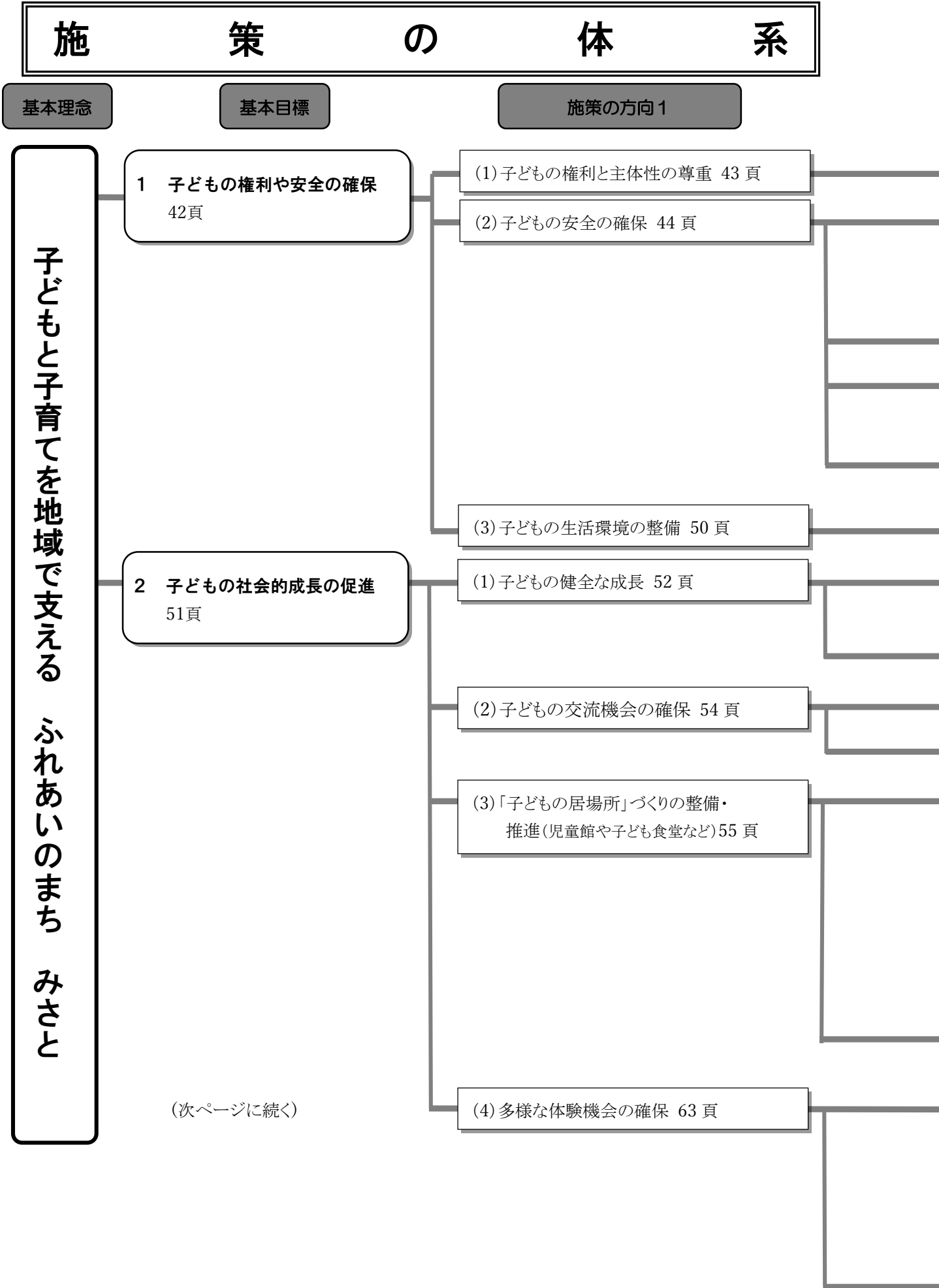


第4章 施策の展開



※ 網掛けの事業は、第5章で

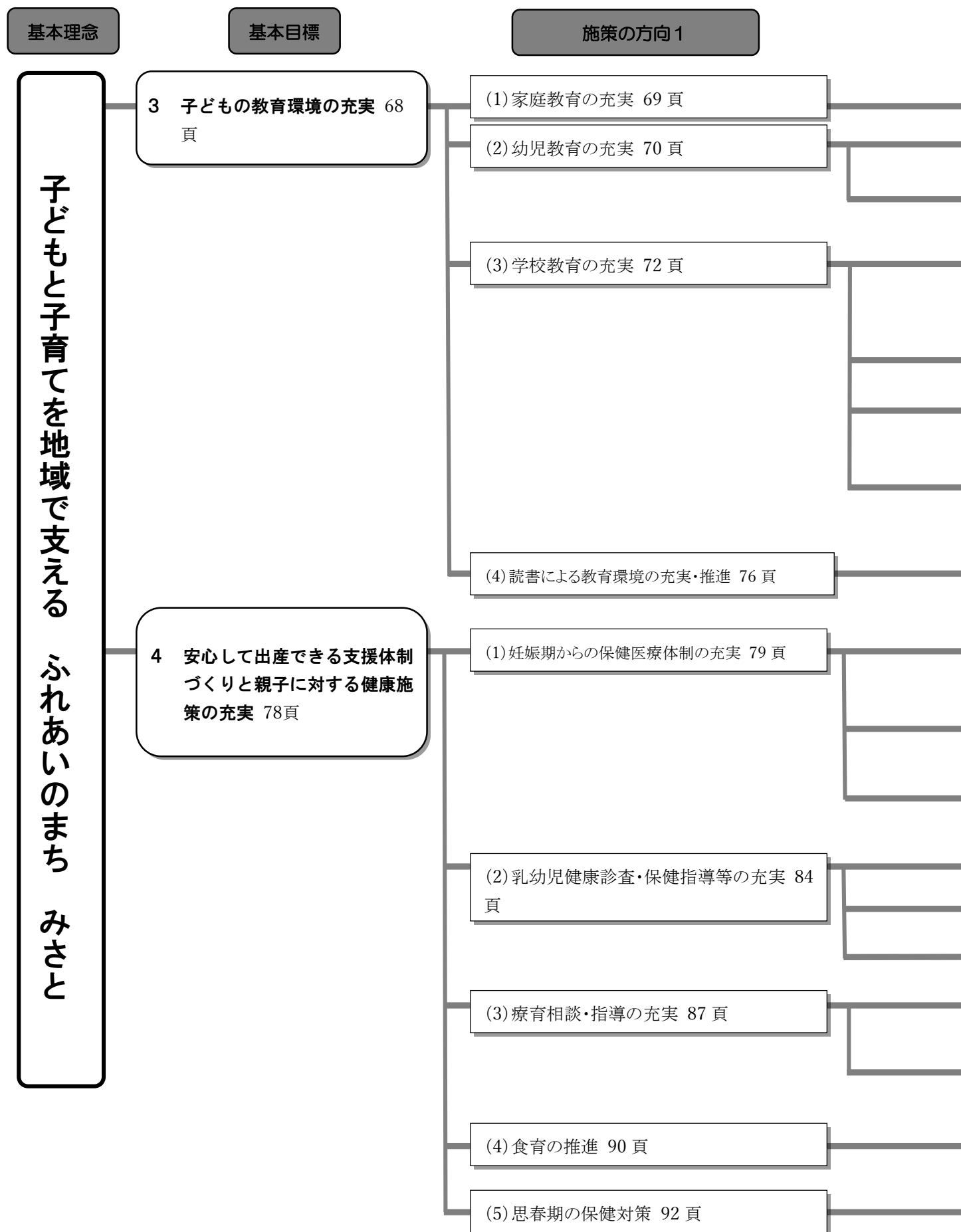
量の見込みと確保方策を算出しています(以降同様)

施策の方向2

★印・下線は重点的
取り組みです

施策・事業名

(1-1) 子どもの権利の尊重 43 頁	①人権セミナー ②学校人権教育
(2-1) <u>虐待防止対策の強化★</u> 44 頁	①家庭児童相談室 ②地域における見守り体制の確立(広報・啓発活動の充実) ③地域における見守り体制の確保(通報システムの確立) ④要保護児童対策地域協議会 ⑤要援護児童の施設入所及び相談業務 ⑥健康診査未受診状況調査(お元気ですか訪問) ⑦未就園児等全戸訪問事業
(2-2) いじめからの保護 47 頁	①教育相談
(2-3) 交通被害からの保護 47 頁	①道路照明灯設置②交通安全施設③通学時の交通安全指導④交通安全こども自転車乗り大会⑤交通安全教育
(2-4) 犯罪被害からの保護 48 頁	①防犯のまちづくりの推進②子ども 110 番の家③子ども見守り活動
(3-1) 安全なまちづくりの推進 50 頁	①水路改修事業②歩道整備事業
(1-1) 青少年健全育成 52 頁	①青少年問題協議会②青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発事業(7月)③子供・若者育成支援強調月間啓発事業(11月)④親の学習推進事業
(1-2) 子どもの情報環境の整備 53 頁	①情報モラル教育の推進
(2-1) 青少年団体活動支援 54 頁	①青少年教育事業②子ども会育成者研修会
(2-2) 地域活動の推進 54 頁	①青少年関係団体補助事業等
(3-1) 「 <u>子どもの居場所</u> 」づくりの <u>整備・推進★</u> (児童館や子ども食堂など)56 頁	①放課後児童クラブ運営の充実②放課後子ども教室推進事業③児童館(育児情報の提供・交流)④就学支援委員会⑤障がい児への支援(障害福祉サービス給付事業)⑦赤ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業)⑧図書館における日本一の読書のまち三郷の推進⑨親子対象事業⑩幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生)⑪児童対象事業(小学生)ブックトーク⑫児童対象事業(小学生)⑬その他一般事業⑭子どもの学習支援事業⑮おもしろ遊学館事業⑯「子どもの居場所」づくりセミナー⑰「子どもの居場所」づくりの情報発信⑱「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備
(3-2) 公園などの整備 62 頁	①身近な公園、広場の整備②公園施設の維持管理③公園施設のバリアフリー化
(4-1) 多様な体験機会の提供 63 頁	①幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生)②図書館における日本一の読書のまち三郷の推進③日本一の読書のまち三郷推進計画の改定④児童対象事業(小学生)⑤ふれあい交流事業⑥親子対象事業⑦その他一般事業⑧子どもフォーラム⑨中学生社会体験チャレンジ事業⑩巡回軽スポーツ事業⑪障がい者スポーツ・レクリエーション交流会⑫総合体育館事業⑬補助金交付団体の主催事業(スポーツ少年団等)
(4-2) 情報提供体制の整備 67 頁	①児童館だより②たからじまだより③「子どもの居場所」づくりの情報発信

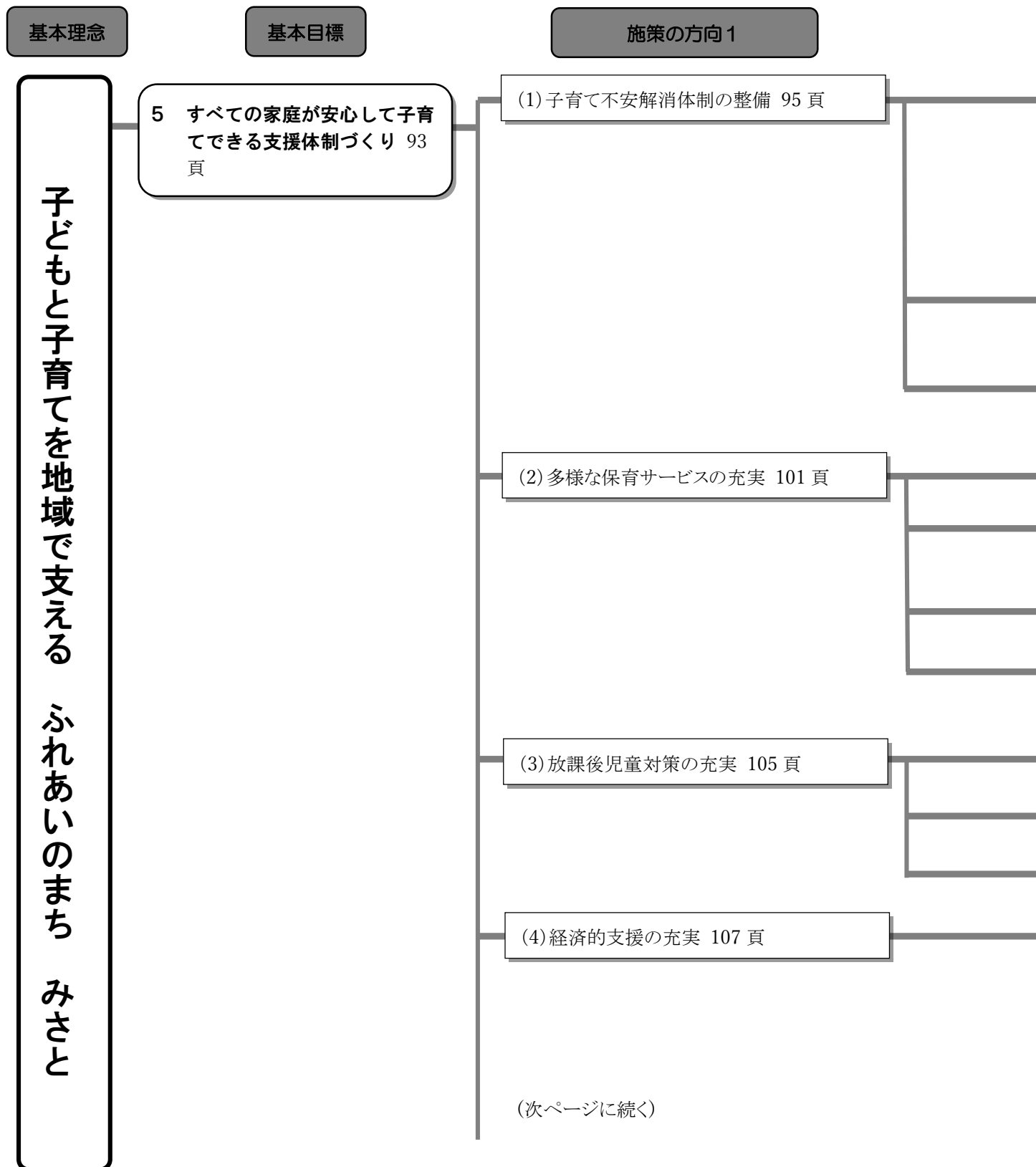


施策の方向2

★印・下線は重点的
取り組みです

施策・事業名

(1-1)多様な学習機会の提供 69 頁	①親子対象事業②親子環境教室③親の学習推進事業
(2-1)幼稚園教育の推進 70 頁	①私立幼稚園への補助金交付事業
(2-2)幼児教育の推進 70 頁	①保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携②幼児教室運営管理・補助事業(幼児教室風の子園)
(3-1)学校教育の推進 72 頁	①特色ある学校づくり事業②学力向上推進事業③幼小・保小・小中・中高連絡会④体力向上研究推進事業⑤保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携⑥環境教育出前講座
(3-2)特別支援教育の充実 74 頁	①就学支援委員会
(3-3)教育相談の充実 74 頁	①教育相談
(3-4)経済的負担の軽減 75 頁	①交通遺児奨学金支給事業②特別支援教育就学奨励費補助金事業③要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業(学用品費等)④準要保護児童生徒就学援助(学校給食費)
(4-1)読書による教育環境の充実・推進 ★ 76 頁	①親子対象事業②ブックスタート事業③らんどせるブックよもよも事業④学校における「日本一の読書のまち三郷」の推進⑤児童対象事業(小学生)ブックトーク
(1-1)妊婦等に対する相談・支援の充実 79 頁	①妊婦健康診査事業 ②利用者支援事業(子育て支援ステーション事業) ③助産施設入所相談
(1-2)乳幼児の疾病・医療体制の確保 81 頁	①乳幼児の予防接種②小児救急医療対策
(1-3)親子の孤立防止★ 82 頁	①利用者支援事業(子育て支援ステーション事業) ②乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業③相談訪問事業
(2-1)乳幼児健康診査の充実 84 頁	①乳幼児健康診査
(2-2)集団指導の充実 85 頁	①母子健康教育事業②乳幼児健康診査
(2-3)個別相談の充実 86 頁	①相談訪問事業②地域の栄養相談
(3-1)早期発見体制の充実 87 頁	①乳幼児健康診査②相談訪問事業③地域コンサルテーション(巡回相談)事業
(3-2)早期療育体制の充実 89 頁	①子ども発達支援センター事業②しいのみ学園運営事業③児童発達支援事業
(4-1)食育の推進 90 頁	①乳幼児の食育推進②食育に関する取り組みの推進③食生活・生活リズム教育の推進
(5-1)保健教育の充実 92 頁	①性に関する指導の充実②喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育の推進



施策の方向2

★印・下線は重点的 取り組みです

施策・事業名

(1-1) 相談体制の充実★ 95 頁

①子育て支援総合窓口②乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業③養育支援訪問事業④乳幼児子育て相談⑤地域子育て支援拠点事業⑥子育てサークル団体の育成、支援⑦児童館(育児情報の提供・交流)⑧赤ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業)⑨家庭児童相談室⑩教育相談⑪相談訪問事業⑫女性相談⑬利用者支援事業(子育て支援ステーション事業)⑭外国人への通訳・情報提供

(1-2) 情報提供体制の充実 99 頁

①子育て応援ガイド「にこにこ」の発行②児童館だより③たからじまだより④男女共同参画情報紙

(1-3) 保護者交流の機会の提供 100 頁

①保育所園庭開放の推進②保護者対象事業③地域子育て支援拠点事業④赤ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業)

(2-1) 待機児童の解消★ 101 頁

①通常保育 ②地域型保育事業の推進 ③認定こども園の推進

(2-2) 保育サービスの充実 102 頁

①延長保育の推進②休日保育の実施③統合保育の推進④送迎保育の実施⑤(仮称)保育アドバイザーの配置(研修支援等)

(2-3) 施設における子育て支援 103 頁

①一時保育の推進 ②病児・病後児保育の実施

(2-4) 地域における子育て支援 104 頁

①子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(3-1) 放課後児童クラブの整備★ 105 頁

①放課後児童クラブ運営の充実

(3-2) 放課後子ども教室の整備 106 頁

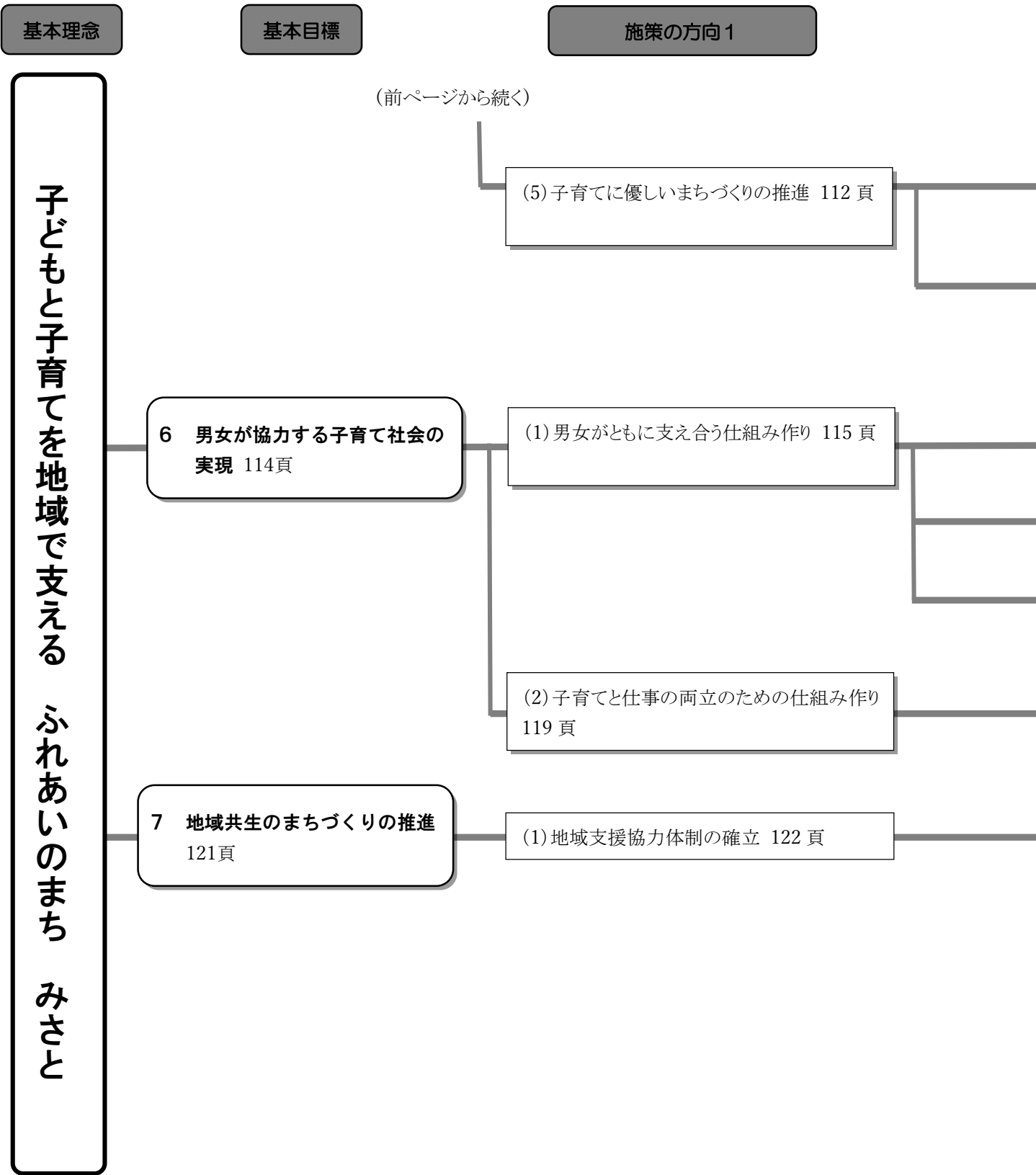
①放課後子ども教室推進事業

(3-3) 放課後等サービス等の整備 106 頁

①障がい児への支援(障害福祉サービス給付事業)

(4-1) 経済的な支援の充実 107 頁

①母子及び父子・寡婦福祉資金貸付相談②母子生活支援施設入所相談③三郷市国民健康保険出産育児一時金の支給④三郷市国民健康保険出産費資金の貸付⑤こども医療費支給事業⑥ひとり親家庭等医療費支給事業⑦児童手当支給事業⑧児童扶養手当支給事業⑨未熟児養育医療費支給事業⑩三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業⑪障害児福祉手当⑫特別児童扶養手当⑬自立支援医療費(育成医療)⑭難聴児補聴器購入費助成事業⑮小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業



施策の方向2

★印・下線は重点的
取り組みです

施策・事業名

(5-1) バリアフリー化の推進 112 頁

①ノンステップバスの導入促進②水路改修事業③歩道整備事業④公園施設のバリアフリー化

(5-2) 子育て家族が安心して外出できる環境づくり 113 頁

①赤ちゃんの駅

(1-1) 男性の子育て参加の契機づくり 115 頁

①母子健康教育事業②父親の子育て参加の促進③親子対象事業

(1-2) 相談体制の充実 117 頁

①利用者支援事業(子育て支援ステーション事業)②子育て支援総合窓口③女性相談

(1-3) 啓発活動の推進 118 頁

①男女共同参画情報紙②男女共同参画情報コーナー
③子育て応援ガイド「にこにこ」の発行(2-1) ワーク・ライフ・バランスの推進★ 119 頁

①子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)②ワーク・ライフ・バランスの啓発③育児休業・介護休業制度の普及の啓発④優良企業等のPRの実施⑤企業担当者向け啓発活動⑥労働等に関する相談事業

(1-1) 地域支援協力体制の確立 122 頁

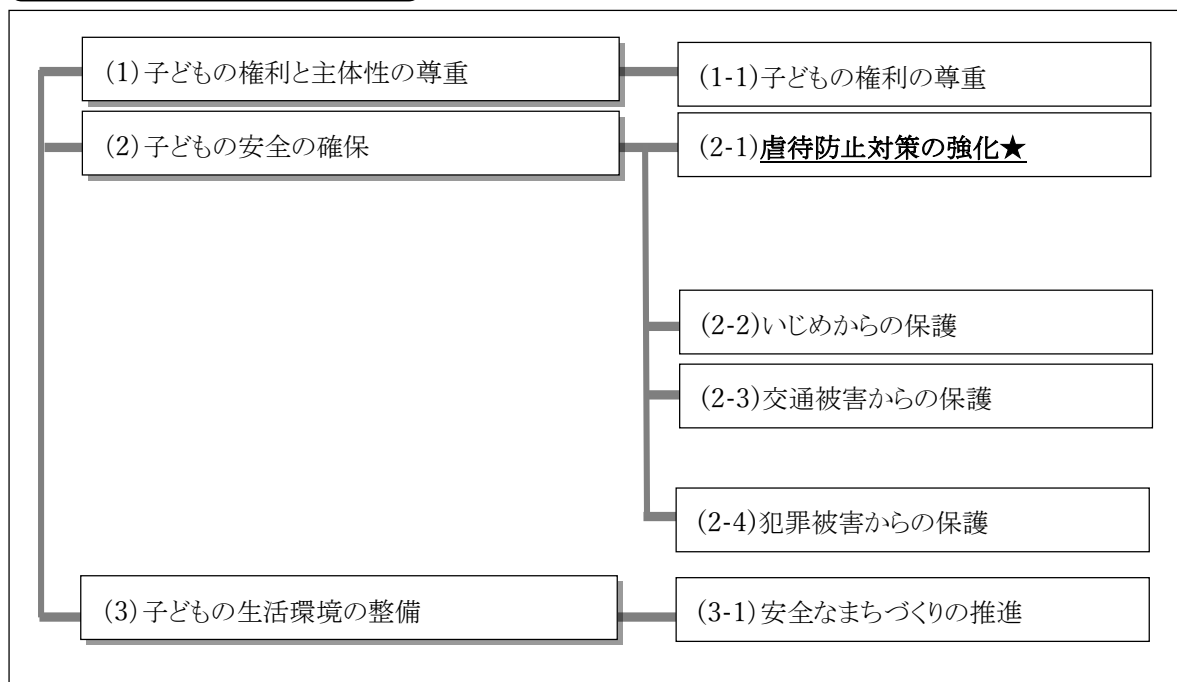
①子育て自主企画応援事業②子育て応援団体の育成③防犯のまちづくりの推進④子ども110番の家⑤子ども見守り活動⑥青少年関係団体補助事業等⑦「子どもの居場所」づくりセミナー⑧保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携⑨地域子育て支援拠点事業⑩子育てサークル団体の育成、支援

基本目標 1 子どもの権利や安全の確保

【現状と課題】

- 平成28年に児童福祉法・児童虐待防止法の改正があり、児童福祉法の理念の明確化、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援等が示されました。
- 子どもの権利や安全の確保に向けて、子どもの権利と主体性の尊重、子どもの安全の確保、子どもの生活環境の整備という3つの施策を進めています。
- 児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、子どもの命が奪われる事件も後を絶ちません。児童虐待は子どもの心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼします。支援の必要な家庭を早期に発見し、適切な機関に繋げるとともに、子どもの命を守るため、国と自治体と関係機関が子育て負担を軽減するサービスの充実に取り組む必要があります。
- 子どもと指導者だけの閉ざされた空間になりやすい保育室や教室等における体罰のニュースが報道されています。体罰を生まない、許さないための体制づくりや意識改革などの取り組みが必要です。

【施策の体系】



施策の方向（１）	子どもの権利と主体性の尊重
----------	---------------

すべての子どもが、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され、保護されること、その自立が図られるよう、子どもの権利の尊重に取り組んでいきます。

■施策の方向（１－１）子どもの権利の尊重

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
人権セミナー	参加者の人権意識の高揚を目的として、様々な人権問題をテーマに講座を開催しています。テーマの１つとして「子どもの人権」を取り上げています。	参加者一人ひとりの人権意識の高揚を図るため時代に即した講座のテーマ選定に留意していきます。	生涯学習課
学校人権教育	人権を尊重する精神を涵養することを目的に、子どもや女性などの各種人権課題の解決に向け、教育活動全体をとおして指導します。	毎年、各学校で校内人権教育研修会を、市全体で人権教育実践報告会を実施しています。年間指導計画に位置づけて、子どもの人権も課題としています。現状を維持し、子どもの人権に関する指導の内容を充実するために、各課との連携を図ります。	指導課

施策の方向（２）	子どもの安全の確保
----------	-----------

子どもたちが愛され、健やかに育まれる権利が脅かされないよう、虐待や体罰、いじめなどのあらゆる暴力の根絶に取り組みます。また、事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを行い、子どもの安全を確保します。

本計画期間では、虐待防止対策の強化を重点的取り組みとします。

■施策の方向（２－１）虐待防止対策の強化 ★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
家庭児童相談室	家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童の福祉につき、専門的な相談・指導にあたっています。また、集団で遊べなかったり、言葉がなかなか増えない等の児童や、育児に不安を持っている保護者を対象にした少人数の親子教室（めだか教室）を月2回行い、関係機関につないでいます。	相談内容については、健康推進課や子育て支援ステーション等を通じた養育や虐待に関するもののほか、就学児童・生徒、また15歳以上の青少年に関する不登校やひきこもり、非行など多岐にわたっています。不登校を例にとると、家庭や学校、友達などの複合的な要因から発生するなど、問題が複雑になっています。今後の相談体制に役立てるため、相談内容の分析を行い、内容に応じて関係機関と情報を共有し、家庭児童相談室の充実を図ります。	子ども支援課

地域における見守り体制の確立 (広報・啓発活動の充実)	児童虐待防止に向け、広報紙などによる啓発を行うほか、11月には新三郷駅前において児童虐待防止の横断幕の設置、さらほっとみさと内での児童虐待防止に関する展示、また関連講座等においてチラシを配布しています。 また、平成29年4月に株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂と「三郷市における高齢者、子ども等の見守り活動に関する協定書」を結び、児童虐待が疑われる場合の情報提供や児童相談所や警察等への通報等が盛り込まれています。	啓発活動の推進、研修会の開催に努めていきます。 親子講座、児童館・児童センター、つどいの広場や子育て支援センター等にリーフレットやポスター等を配布し啓発活動を実施し、児童虐待防止に向けた取り組みを実施していきます。	子ども支援課
地域における見守り体制の確保 (通報システムの確立)	日常生活の中で、頻繁な子どもの泣き声、保護者からの罵声などで虐待と思われるときに通報があります。児童の目の前で夫婦げんかをするのが児童の心理的虐待につながるため、最近では、市民から警察署への通報件数が大幅に増加しています。それに伴い警察署から児童相談所、市へ情報共有が密に行われています。また、最近の児童虐待の報道等により市民の関心は高まっています。 市民や関係機関からの虐待等に係る通報内容を分かりやすく聴取するため記録票を常備し、通報に備えています。	児童相談所全国共通ダイヤル「189」、休日・夜間・児童虐待通報ダイヤル、埼玉県虐待通報ダイヤル、警察署、児童相談所、子ども支援課などの通報先は増加しています。今後も子ども家庭総合支援拠点の虐待通報へ対応する職員体制の整備を行っていきます。また、市民に身近である民生委員・児童委員等の会議の中で児童虐待の講習等を行っていきます。	子ども支援課

要保護児童対策地域協議会	虐待等により保護者に監護させることが適当でない児童や保護者のいない児童などの保護や家庭支援を目的として、市・児童相談所・保健所・警察・教育委員会・医師や民生委員・児童委員など13機関から構成される協議会です ³ 。	子ども家庭総合支援拠点を設置することとなったため、子育て支援ステーション等関係機関との連携の強化を図り、児童虐待防止に向けた取組みを実施していきます。	子ども支援課
要援護児童の施設入所及び相談業務	虐待等により通報を受けた児童に対しては、現在の状況を確認することが非常に大事になっています。家族構成を確認し、関係機関との情報を提供・共有することにより、適切な支援や一時保護等を行っています。虐待等により保護者に監護させることが適当でない児童や保護者のいない児童などの保護や家庭支援を行います。	時間をかけての支援が必要なケースが増加傾向にあります。今後、要保護児童対策地域協議会の活用や関係機関との連携による相談支援体制の充実を図っていきます。	子ども支援課
健康診査未受診状況調査（お元気ですか訪問）	乳幼児健康診査の未受診者に対し、保健師等や母子愛育班員が訪問し、受診勧奨や未受診理由・養育環境等の把握を行い必要な支援につなげています。	なるべく直接面会できるように努めています。会えなかったかたについては、保健師による再訪問、電話やハガキの郵送を実施していきます。必要に応じて、子ども支援課等の関係機関と連携を図っていきます。	健康推進課
未就園児等全戸訪問事業	未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用していない児童、また学校が家庭への電話・文書・家庭訪問等による連絡を試みても連絡・接触ができない児童について訪問を行い、児童の安全確認を行います。	未就園児で健康診査未受診者、主に小中学校の不登校児童で連絡・接触ができない児童を関係各課と連携しながら、児童虐待防止に努めていきます。	子ども支援課

³ 市は、調整機関として協議会の事務局を担っています。協議会は各機関の代表からなる代表者会議、ケースの情報交換や対応の方向性・終結を検討する各機関の実務者からなる実務者会議、そのケースに直接関係する機関で対応を検討する個別ケース検討会議に分かれています。

■施策の方向（2-2）いじめからの保護

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
教育相談	学校における教育相談を充実させ、いじめの未然防止と早期発見、早期解決をめざします。全ての中学校にさわやか相談員を配置し、教員による指導・教育相談を支援します。	全8中学校にさわやか相談室を設置し、各校1名ずつのさわやか相談員を配置しています。教員、スクールカウンセラー、教育相談室等関係機関と連携を図りながら、いじめ解消率100%をめざします。	指導課

■施策の方向（2-3）交通被害からの保護

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
道路照明灯設置	夜間において交通事故の多発するおそれのある交差点、横断歩道等に照明灯を設置することにより、交通の安全を図ります。	中央地区・インターA地区・新三郷ららシティなどを含め、道路照明灯は整備されつつありますが、未整備交差点等は多数あり、今後も事業を継続し整備を図っていきます。	生活安全課
交通安全施設	交差点での注意喚起のための道路標示や歩道のない通学路でのグリーンベルト標示などを整備します。	区画線、道路標示等は常に二重があります。交通事故防止に有効であるため、今後も、状況に応じて、整備を図っていきます。	生活安全課
通学時の交通安全指導	交通指導員に委嘱して、各小学校の通学路で立哨指導を実施します。	通学路によって危険度が違い、学校によっては増員要望の強いところもあり、交通指導員の増員ニーズが高まっています。指導員の高齢化も課題となっているため、新規指導員募集の周知に努めていきます。	生活安全課

交通安全こども自転車乗り大会	安全な自転車利用方法の習得を目的として毎年開催されています。三郷・吉川・松伏の2市1町と交通安全協会・吉川警察署が主催し、原則として管内の全ての小学校が参加しています。	選手は各学校5名ずつですが、選手を選ぶ過程で多くの児童が参加しており、安全走行向上につながっています。しかし、市町により参加意欲に温度差があり、全校参加ができるか不透明なところもありますが、現行の水準を維持していきます。	生活安全課
交通安全教育	学校等の要望に応じて、常勤交通指導員により交通安全教室を実施しています。	特に小学生の低学年からのニーズが高まっており、4～6月に開催依頼が集中しています。開催時期の平準化を目指すとともに今後も現行の内容を維持し、要望に応じて随時実施します。	生活安全課

■施策の方向（2-4）犯罪被害からの保護

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
防犯のまちづくりの推進	自分たちのまちは、自分たちで守るという自主防犯意識の醸成を図るとともに、市民の安全・安心感の向上のために諸施策を推進します。	町会等の自主防犯活動団体の数の増加はなくなっており、活動者の高齢化も進んでいるので、各団体の活性化を促進する必要があります。今後は、防犯のまちづくりをさらに進めるため、①防犯ステーションによるパトロールの強化、②自主防犯活動支援策の充実、③防犯活動団体連絡会等を検討し、安全・安心なまちづくりに努めます。	生活安全課

子ども110番の家	各中学校区の地域青少年育成会が中心となって、地域の事業者や住民の方の協力のもと「110番の家」の事業を実施します。常に子どもを不審者等から守れる環境作りを行います。	平成30年度末現在、994か所の事業主や住民に協力をお願いしています。今後も協力者を増やし、子ども達に安全な環境作りに努めます。	青少年課
子ども見守り活動	各中学校区の地域青少年育成会が中心となって、見守り活動の輪を広げていきます。	学校と地域が連携して引き続き実施していくことで、子ども達が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。	青少年課

施策の方向（3）	子どもの生活環境の整備
----------	-------------

地域において、子ども及び子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるためには、その行動範囲の安全を確保することが必要です。子どもの生活環境の整備に向けて、子どもや子育て世帯が安心して外出できるまちづくりの推進に取り組んでいきます。

■施策の方向（3-1）安全なまちづくりの推進

【取り組みを支える事業一覧】

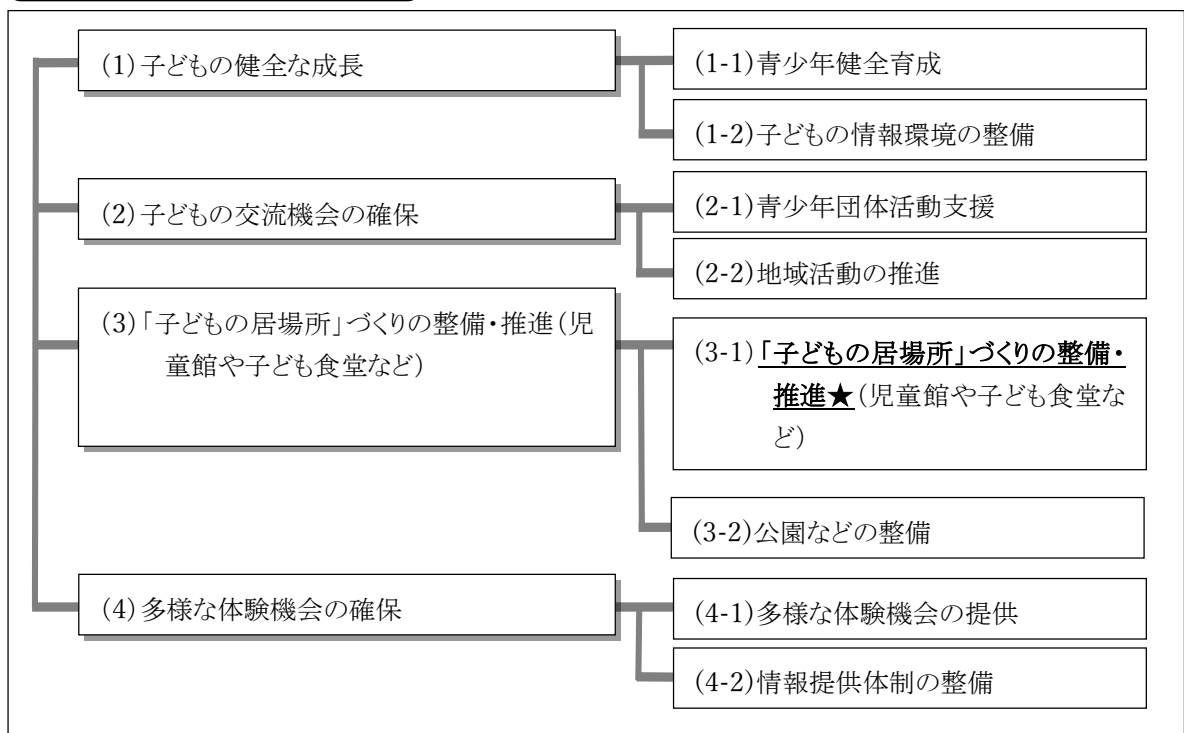
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
水路改修事業	既設水路の蓋架けを実施し、歩行空間を確保することにより歩行者の安全を図ります。	市民要望が多いため、緊急度、優先度を考慮しつつ、計画的に整備を進めます。	道路河川課
歩道整備事業	路肩あるいは水路敷きを利用し、歩道を設置します。また、通学路を中心にガードレール等を設置し、歩行者の安全を図ります。	市民要望が多いため、緊急度、優先度を考慮しつつ、計画的に整備を進めます。	道路河川課

基本目標2 子どもの社会的成長の促進

【現状と課題】

- 青少年健全育成として、ジュニアリーダーの各種事業を展開しています。
- 子どもの社会的成長の促進に向けて、子どもの健全な成長、子どもの交流機会の確保、「子どもの居場所」づくりの整備・推進、多様な体験機会の確保という4つの施策を進めています。
- インターネット等で有害情報が氾濫する中、携帯電話などを介して子どもが犯罪に巻き込まれるケースも増えています。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備が求められています。

【施策の体系】



施策の方向（１）	子どもの健全な成長
----------	-----------

子どもは次代の親となるとの認識の下で、彼らを取り巻く社会環境の中、すこやかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮できる環境づくりが望まれます。青少年が心身ともに健康で、他者を思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経つつ、自己を確立し、自立した個人として成長し、地域とともに生きていくことができるよう、青少年健全育成、子どもの情報環境の整備に取り組んでいきます。

■施策の方向（１－１）青少年健全育成

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
青少年問題協議会	青少年の健全育成を図ることを目的に青少年問題協議会を開催します。	年2回開催しており、今後も同様に継続していきます。	青少年課
青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発事業（7月）	7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、期間中、青少年の非行防止と保護の徹底を図るために啓発活動を実施します。	市民への周知を図るために、新しい啓発方法を取り入れていくことが必要となっています。引き続き啓発活動を実施し、地域社会が一体となって青少年の非行防止を図ることに努めます。	青少年課
子供・若者育成支援強調月間啓発事業（11月）	11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、期間中、市民の青少年健全育成に対する理解を深めることを目的に諸活動を実施します。	市民への周知を図るために、新しい啓発方法を取り入れていくことが必要となっています。引き続き啓発活動を実施し、市民の青少年健全育成に対する理解と活動の定着を図ることに努めます。	青少年課
親の学習推進事業	家庭や地域の教育力の向上を図るため、青少年育成市民会議と共に「親の学習」を推進し、乳幼児親子及び小中学生の保護者やこれから親になる中高生を対象としたプログラムを実施します。	より効果的な学習を実施するため、内容の充実とファシリテーター（学習支援者）のさらなる育成を進めます。小学校就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象とした講座を重点的に進めます。	青少年課 生涯学習課

■施策の方向（１－２）子どもの情報環境の整備

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
情報モラル教育の推進	ネットを巡る現状を正しく理解し、インターネット、携帯電話の利用に伴うネットいじめ、ネットトラブル等を未然に防ぐために、携帯電話会社が推進する携帯電話安全教室を各校で実施します。	携帯電話利用の低年齢化に対応した指導が必要です。校内研修会及び児童・生徒集会、保護者向けの講演会等を各校年間1回以上実施します。県ネットアドバイザーの「子ども安心見守り講座」など急速に変化するネットを巡るトラブルに対応した内容で推進していきます。また、8中学校が共同で作成した「三郷市ケータイ・スマホルール」の遵守を推進していきます。	指導課 青少年課

施策の方向（２）	子どもの交流機会の確保
----------	-------------

子どもが社会の一員としての自覚と責任感を持ち、自立に向けての一步を踏み出すことができるよう、社会性を身につけられる場の提供に向けて、青少年団体活動支援、地域活動の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向（２－１）青少年団体活動支援

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
青少年教育事業	ジュニアリーダー養成キャンプから始まるリーダー養成事業です。ジュニアリーダー養成キャンプ・ジュニアリーダーセミナー・高校生オリジナルプランナー・カミングリーダー養成プロジェクトを実施します。	参加者が段階的に向上できるよう年齢別の事業プログラムになっていることから、継続して各事業に参加しているケースが多いのが特徴です。今後も継続実施し、より多くのリーダー養成を図ります。	青少年課
子ども会育成者研修会	子ども会に組織されている子ども会育成会の成人を対象に子ども会育成者の資質向上を図ります。	入会児童が減り、子ども会の数も減少していますが、子ども会のない町会や自治会にも研修会への参加を働きかけ、地域の青少年育成の推進を図ります。	青少年課

■施策の方向（２－２）地域活動の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
青少年関係団体補助事業等	地域の青少年健全育成活動を支援しています。	支援を継続します。	青少年課

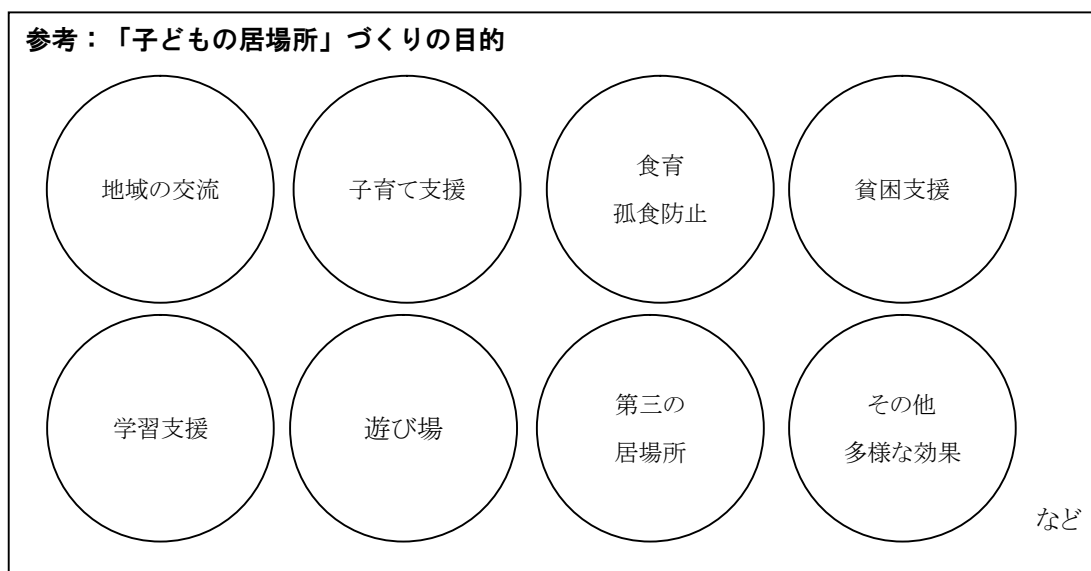
施策の方向（3）

「子どもの居場所」⁴づくりの整備・推進 （児童館や子ども食堂など）

家でも学校でもない第三の居場所として、子どもが一人で安心して行くことができる「子どもの居場所」づくりの必要性が高まっています。

公営（公助）の取り組みとしては、放課後児童クラブや児童館など、民営（共助）の取り組みとしては、NPO法人等による子ども食堂や無料学習支援教室、プレイパークなどがありますが、その実施主体、内容、利用対象、目的、また、課題は多様なものとなっています。子どもの最善の利益を保障するためには、「公助」と「共助」の取り組みを両輪として、多様性・地域の主体性を損なうことのないように留意しつつ、連携を強めていく必要があります。「子どもの居場所」づくりの整備・推進に向けて、公園などの整備、遊びや学びの場の整備を継続しつつ、「子どもの居場所」づくりを推進していきます。

本計画期間では、「子どもの居場所」づくりの整備・推進を重点的取り組みとします。



⁴ 「子どもの居場所」とは、無料または低額で利用でき、子どもが一人でも安心して行くことができる場を総称しています。

■施策の方向（3-1）「子どもの居場所」づくりの整備・推進 （児童館や子ども食堂など）★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
放課後児童クラブ運営の充実	保護者の就労等により昼間家庭が留守になっている小学校に就学している児童に対し、保護者に代わって適切な遊びと生活の場を提供して、児童の健全な育成を支援します。	全小学校に児童クラブを設置して児童の保育を行うとともに、民間児童クラブに対しての補助を行い、児童クラブの保育需要に対応しております。 今後も共働き世帯の入室希望が増えることが想定されますが、子ども・子育て支援事業計画における必要量を確保するため、特に課題である職員不足について様々な方法により職員確保できるよう進めていきます。	教育総務課
放課後子ども教室推進事業	地域社会において心豊かで健やかに育む環境づくりを推進するために、小学校の放課後及び休業日に、子どもたちが安全・安心に活動できる拠点を設けます。	市内小学校への設置を検討し、放課後児童クラブの子どもも参加しやすい学習・体験プログラムを、地域住民の協力を得て充実させていきます。	生涯学習課
児童館（育児情報の提供・交流）	児童厚生員による、あらゆる機会をとらえた子育てサポート、育児に関する情報提供等を行います。	関連機関との連携やボランティア・地域住民・子育てサークル等の協力も得ながら、継続して実施していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
就学支援委員会	すこやか課・障がい福祉課・子ども支援課・小中学校等、関係機関との連携を図りながら、就学支援対象者の早期把握、保護者への対応、学校選択時の情報提供と支援を行います。	障がいのある子どもの特性や障がいの程度を的確に把握し、最もふさわしい教育の場を保障できるよう15名の委員が指導助言しています。現在の体制を維持しながら、校内就学相談委員会との連携、関係諸機関との連携を強化していきます。	指導課

障がい児への支援 (障害福祉サービス給付事業)	放課後等デイサービス ⁵ や短期入所等の障害福祉サービスの情報提供や利用の支援、障害福祉サービス費の給付を行います。	放課後等デイサービスを行う事業所が市内に複数開設されたことにより、利用者数が増加しております。引き続き適切な給付を推進していきます。	障がい福祉課
赤ちゃんひろば (北公民館・北児童館共催事業)	乳幼児(3か月～1歳6か月)を持つ子育て中の親子が気軽に集まれる居場所として、子育てアドバイザーによる手遊びや歌遊び、体重・身長の計測、参加者同士の交流や情報交換等を行っています。また、家庭教育の支援を目的に、民生・児童委員、子育てアドバイザー等の協力を得て実施しています。	近隣からだけでなく市内の各所からの参加があります。地域のなかで子育てできるように、つどいの広場等の情報を提供します。また、諸外国出身の方の参加が増えていることから、コミュニケーションや文化の違いにも配慮し、実施をしています。また、広報やホームページ等で、周知に努め参加を促します。	北公民館 北児童館
図書館における 日本一の読書の まち三郷の推進	図書館と学校教育機関等が連携して学校等への支援活動を推進するとともに、本・雑誌をはじめとする図書館資料や読書環境の充実など図書館機能の整備を進めます。	図書館機能の整備、図書館と学校教育機関等の連携を推進し、さらに青少年に向けたサービスの充実に努めます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館 日本一の読書の まち推進課
親子対象事業	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのための幼児親子向け事業や集団遊び(ひろば)などの催事を実施しています。	乳幼児親子を対象とした事業へのニーズは高くなっています。特に就園前の子どもたちを対象としたひろばでは月齢が近い子どもが集まるため、保護者同士の交流も図ることができます。今後も内容の充実を図りながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター

⁵学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

親子対象事業	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのために、親子料理教室・えほんのひろば・にこにこひろば等の催事を実施しています。 東和・彦成・高州では、つどいの広場開催施設として、子育て支援事業を実施しています。 鷹野では親子英会話・ファミリーコンサートを実施しています。ピアラシティでは、ポタジェの庭での親子の収穫体験を実施しています。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを実施しています。	乳幼児と保護者を対象とした、えほんのひろばやにこにこ広場を引き続き開催していきます。センター職員が講師となり子育て支援事業にも引き続き取り組んでいきます。また、父親参加型の事業も企画して積極的に育児に参加してもらえよう事業展開を図ります。親子向けのコンサートも継続的に開催していきます。ピアラシティでは、ポタジェ体験を通しての食育活動に寄与していきます。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを通して、楽しみながら、学びの場づくりを進めていきます。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター 三郷中央におどりプラザ
親子対象事業	乳幼児とその保護者を対象に、親子おはなし会、ちいさいこえほんタイムなどの催事を行います。	さらに多くの親子に、本との出会いの第一歩として活用してもらえるよう、内容を充実していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
親子対象事業	保護者向けに児童の読書の重要性などを学ぶ講座を開催します。	参加者が多く保護者と子供とのコミュニケーションを深める効果も期待できる事業のため、継続していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
幼児・児童対象事業（乳幼児から小学生）	乳幼児から小学生が楽しめるよう、おはなし会・工作・遊び・季節行事などの催事を実施します。	小学生だけでなく、乳幼児も楽しめるよう事業を工夫していきます。ボランティアなどの協力により実施しているものもあります。今後も継続して開催していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター

幼児・児童対象事業（乳幼児から小学生）	ぬりえ大会・クイズ大会 Kids 体操クラブなどの催事を開催します。 鷹野では英会話教室を実施しています。 ピアラシティでは、キッズの英語体験・キッズのジャズダンス体験を開催しています。	ぬりえ・クイズ・似顔絵は通年事業として開催します。 Kids 体操クラブは幼児期の体操教室として定着しており、継続事業として開催してまいります。 英会話教室も継続的に開催してまいります。 キッズの英語体験・ジャズダンス体験は、定期的事業として定着しており、今後も継続の予定です。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター
幼児・児童対象事業（乳幼児から小学生）	子どもの本に対する興味を引き出すために、おはなし会、かがくあそび、クリスマス会などの催事を実施します。	多くの子どもたちに本に親しんでもらえるよう、幅広いテーマの設定等、事業の質の向上を目指します。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
児童対象事業（小学生） ブックトーク	市内全小学校3年生に1つのテーマを軸に本の紹介を行い、貸出をします。	魅力のある図書館の本を様々な切り口で紹介することで興味を持たせて読書意欲を高めています。読書の幅が広がり始める3年生に対する事業として定着し、学校との連携もとれていることから、今後も継続します。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
児童対象事業（小学生）	料理教室・工作教室・スポーツ教室・文化教室・季節事業・バス遠足などの催事を実施します。	季節に合わせた事業や年間を通しての事業も開催しています。内容によっては事業参加費が発生するものもあります。今後も小学生が楽しんで体験できるような事業を実施していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター

児童対象事業 (小学生)	料理教室や工作教室、外国語教室等の各種教室などの催事を実施します。ピアラシティでは、小学生対象のキッズのお菓子・パン教室を開催しています。	職員講師による事業開催を行っていきます。今後も、工作や料理など小学生に楽しんでもらえるような事業展開を図っていきます。小学生向けのメニュー開発に努めています。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター
その他一般事業	「おまつり(フェスティバル)」や・映画・人形劇などの鑑賞事業・季節事業・工作・おもちゃ病院などの催事を実施します。	内容の充実を図り、今後もボランティアや地域住民などの協力を得ながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
その他一般事業	子ども映画会・子どもまつり・ゲーム大会などの催事を実施します。ピアラシティでは年に1回フェスタを開催しています。	子どもまつりは、ファミリーで参加してもらうことを目的に開催していきます。 ピアラシティのフェスタは親子で楽しめるイベントを展開しています。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター ピアラシティ交流センター
その他一般事業	星空観望会などの催事を実施します。	①天候に左右されるため、実際に星を観測できる回は少ない、 ②近隣に建物が増え、外灯の光の影響で星が見えづらくなっているなどの課題がありますが、継続して実施していきます。	北部図書館
子どもの学習支援事業	生活保護世帯と生活困窮者世帯の中学生、高校生に対して、学び直しの機会を提供する支援を行い、中学生の高校進学と高校生の中退防止による高校卒業を目指すための支援を行います。	今後については、制度の周知を広報などで引き続き行うとともに、学習教室への参加者の増加をより図っていくため、関係課との連携を強化していきます。	ふくし総合支援課

おもしろ遊学館事業	教育課程にとらわれない学習講座を行います。市内小学生を対象とした、理科実験教室・ドリーム教室（読み聞かせ）・算数教室・英会話教室、市内中学生を対象とした、自習教室・入試講座を土曜日や日曜日等に行います。	市内小・中学校の全児童・生徒に募集要項を配付するとともに、ホームページにも掲載し、情報を発信します。	指導課
「子どもの居場所」づくりセミナー	運営ノウハウの提供と地域ネットワーク形成の後押しをするため、セミナーを開催します。	運営ノウハウの提供と地域ネットワーク形成の後押しをするため、講演会や交流会等を柱として実施する。 また、市単独主催に限らず、県政出前講座や他団体との共催も視野に入れ、実施を検討する。	子ども政策室
「子どもの居場所」づくりの情報発信	「子どもの居場所」づくりの機運を醸成するため、市が旗振り役となり、「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報をホームページ、メール配信サービス、ポケットみさと、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信を行います。	「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報を運営者向けページと利用者向けページなどに分けて、ホームページに掲載します。 また、必要に応じて、メール配信サービス、ポケットみさと、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信を行います。	子ども政策室
「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備	庁内各課と関係機関が連携して対応することができるよう、相談体制を整備します。	三郷市社会福祉協議会や庁内各課また県等と連携し、「こどもの居場所づくりアドバイザー制度」の活用など、相談者に幅広い情報提供を行います。 また、三郷市社会福祉協議会（三郷市ボランティアセンター）と連携し、「子どもの居場所」に関するボランティア活動情報を提供します。	子ども政策室

■施策の方向（3-2）公園などの整備

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
身近な公園、広場の整備	公園、広場の整備を進めます。	三郷市の市民1人あたりの都市公園面積は埼玉県平均に比べて少ない状況です。自主財源による公園、広場用地の確保が困難な状況であるため、借地方式による整備を推進していきます。	みどり公園課
公園施設の維持管理	公園施設の維持管理を行います。	公園の遊具は日常のパトロールや定期点検をもとに、修繕を実施しています。今後も、遊具の安全性を十分考慮し維持管理に努めます。また、樹木は剪定及び病虫害駆除などを行い維持管理に努めます。	みどり公園課
公園施設のバリアフリー化	公園施設のバリアフリー化を進めます。	遊具の修繕等に合わせて、既存施設のバリアフリー化を図るとともに、新規施設については、ユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。	みどり公園課

施策の方向（４）

多様な体験機会の確保

子どもの豊かな感性・創造性を育み、心と体の健康を醸成し、社会性や自立性を育むために、多様な体験機会の提供が求められます。芸術や文化、スポーツ、自然体験など子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供、情報提供体制の整備に取り組んでいきます。

■施策の方向（４－１）多様な体験機会の提供

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
幼児・児童対象事業（乳幼児から小学生） （再掲）	乳幼児から小学生が楽しめるよう、おはなし会・工作・遊び・季節行事などの催事を実施します。	小学生だけでなく、乳幼児も楽しめるよう事業を工夫しています。ボランティアなどの協力により実施しているものもあります。今後も継続して開催していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
	ぬりえ大会・クイズ大会 Kids 体操クラブなどの催事を開催します。 鷹野では英会話教室を実施しています。 ピアラシティでは、キッズの英語体験・キッズのジャズダンス体験を開催しています。	ぬりえ・クイズ・似顔絵は通年事業として開催します。 Kids 体操クラブは幼児期の体操教室として定着しており、継続事業として開催していきます。 英会話教室も継続的に開催していきます。 キッズの英語体験・ジャズダンス体験は、定期的事業として定着しており、今後も継続の予定です。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター
	子どもの本に対する興味を引き出すために、おはなし会、かがくあそび、クリスマス会などの催事を実施します。	多くの子どもたちに本に親んでもらえるよう、幅広いテーマの設定等、事業の質の向上を目指します。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館

図書館における 日本一の読書の まち三郷の推進 (再掲)	図書館と学校教育機関等が連携して学校等への支援活動を推進するとともに、本・雑誌をはじめとする図書館資料や読書環境の充実など図書館機能の整備を進めます。	図書館機能の整備、図書館と学校教育機関等の連携を推進し、さらに青少年に向けたサービスの充実に努めます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館 日本一の読書の まち推進課
日本一の読書の まち三郷推進計 画の改定	乳幼児からすべての市民の読書活動を推進する現推進計画を改定します。	現在進行中の日本一の読書のまち三郷推進計画を社会情勢の変化等、必要に応じて見直し、更なる読書活動の推進を目指します。	日本一の読書の まち推進課
児童対象事業 (小学生) (再掲)	料理教室・工作教室・スポーツ・レクリエーション・ゲーム・季節事業・バス遠足などの催事を実施します。	季節に合わせた事業や年間を通しての事業も開催しています。内容によっては事業参加費が発生するものもあります。今後も小学生が楽しんで体験できるような事業を実施していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
	料理教室や工作教室、外国語教室等の各種教室などの催事を実施します。ピアラシティでは、小学生対象のキッズのお菓子・パン教室を開催しています。	職員講師による事業開催を行っています。今後も、工作や料理など小学生に楽しんでもらえるような事業展開を図っていきます。小学生向けのメニュー開発に努めています。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター
ふれあい交流事業	青少年団体主催の自然体験活動事業を実施します。	青少年団体に委託。団体の特色を出しながら事業を行っています。引き続き実施し、より多くの青少年の参加と、それぞれの団体の資質向上を図ります。	青少年課

親子対象事業 (再掲)	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのための幼児親子向け事業や集団遊び(ひろば)などの催事を実施しています。	乳幼児親子を対象とした事業へのニーズは高くなっています。特に就園前の子どもたちを対象としたひろばでは月齢が近い子どもが集まるため、保護者同士の交流も図ることができます。今後も内容の充実を図りながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのために、親子料理教室・えほんのひろば・にこにこひろば等の催事を実施しています。 東和・彦成・高州では、つどいの広場開催施設として、子育て支援事業を実施しています。 鷹野では親子英会話・ファミリーコンサートを実施しています。ピアラシティでは、ポタジェの庭での親子の収穫体験を実施しています。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを実施しています。	乳幼児と保護者を対象とした、えほんのひろばやにこにこ広場を引き続き開催していきます。センター職員が講師となり子育て支援事業にも引き続き取り組んでいきます。また、父親参加型の事業も企画して積極的に育児に参加してもらえよう事業展開を図ります。親子向けのコンサートも継続的に開催していきます。ピアラシティでは、ポタジェ体験を通しての食育活動に寄与していきます。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを通して、楽しみながら、学びの場づくりを進めていきます。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター 三郷中央におどりプラザ
	乳幼児とその保護者を対象に、親子おはなし会、ちいさいえほんタイムなどの催事を行います。	さらに多くの親子に、本との出会いの第一歩として活用してもらえるよう、内容を充実していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
その他一般事業 (再掲)	「おまつり(フェスティバル)」や・映画・人形劇などの鑑賞事業・季節事業・工作・おもちゃ病院などの催事を実施します。	内容の充実を図り、今後もボランティアや地域住民などの協力を得ながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター

	子ども映画会・子どもまつり・ゲーム大会などの催事を実施します。	子どもまつりは、ファミリーで参加してもらうことを目的に開催しています。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター
	星空観望会などの催事を実施します。	①天候に左右されるため、実際に星を観測できる回は少ない、 ②近隣に建物が増え、外灯の光の影響で星が見えづらくなっているなどの課題がありますが、継続して実施していきます。	北部図書館
子どもフォーラム	子どもたちが日頃から考えていることを、広く保護者、PTA、一般市民などに訴えることで、教育に対する関心を高め、青少年の健全育成を図ります。	年1回実施しています。両課で連携し、内容の充実を図り、積極的な広報活動を実施します。	青少年課 指導課
中学生社会体験チャレンジ事業	職業体験によって、大人との接し方や働くことの意義を学ぶために、中学1・2年生が市内の事業所に行って、働く体験をします。	協力事業所の開拓に努め、継続して実施します。	指導課
巡回軽スポーツ事業	誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ等の紹介を目的として、市内6地区の各小学校にて実施しています。	実施種目により年度別参加人数の増減が見られますが、実施を継続していきます。	スポーツ振興課
障がい者スポーツ・レクリエーション交流会	障がい者のスポーツ・レクリエーションを通じた交流の機会づくりを実施しています。	障がい者が参加しやすいように障がいの種別、程度に応じた参加種目の検討を行い、今後とも、特別支援学校等と連携して推進していきます。	スポーツ振興課
総合体育館事業	体育館への自主事業として、各種スポーツ41事業を実施しています。	事業の拡大及び内容の充実に努めていきます。	スポーツ振興課
補助金交付団体の主催事業（スポーツ少年団等）	自主的活動を行うスポーツ団体に対して財政支援を行います。	今後も継続して実施します。	スポーツ振興課

■施策の方向（４－２）情報提供体制の整備

【取り組みを支える事業一覧】

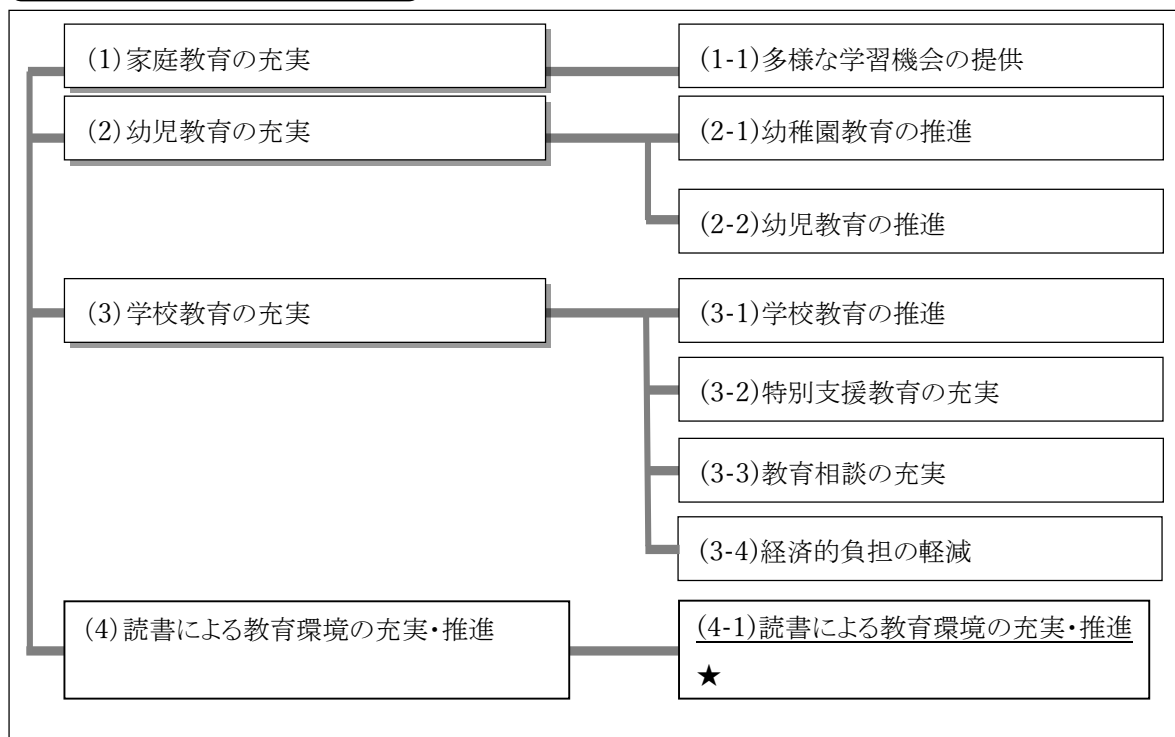
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
児童館だより	毎月（年12回）発行し、近隣小学校・児童クラブ・保育所等に配布するとともに、児童館・センター内等に設置しています。また、各施設がホームページに月別予定表や事業案内等を掲載しています。	各館のカレンダーを掲載し、行事予定や休館日・事業案内等のPRを行っています。子どもたちにとっても、わかりやすく親しみやすい紙面になるよう工夫して引き続き発行していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
たからじまだより	年6回、赤ちゃんから中学生までを対象に、時候に合った特集図書・新着図書・行事予定等を掲載し、小中学校に配布するとともに、児童館・児童センター内等に配置しています。また、行事予定・事業案内は、ホームページにも掲載します。	図書館のカレンダーを掲載し、休館日、行事予定のPRとなっています。利用者と資料を結びつけるための事業として有効で、引き続き実施していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
「子どもの居場所」づくりの情報発信 （再掲）	「子どもの居場所」づくりの機運を醸成するため、市が旗振り役となり、「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報をホームページ、ポケットみさと、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信を行います。	「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報を運営者向けページと利用者向けページに分けて、ホームページに掲載します。 また、必要に応じて、ポケットみさと、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信を行います。	子ども政策室

基本目標3 子どもの教育環境の充実

【現状と課題】

- 教育行政においては、三郷市教育施策大綱に基づき、三郷の教育「四つの礎」として「授業改善」、「日本一の読書のまち三郷の推進」、「家庭教育の充実」、「夢への挑戦」を柱とした教育のより一層の充実に図り、子どもや若者が健やかに学び、一人ひとりの学力を確実に伸ばすとともに、夢を持ち、社会の一員として自立した人間を育てています。
- 少子化・核家族化の進行、都市化が進み、地域のつながりが希薄になるなか、家庭や地域の教育力、学校・家庭・地域の連携が求められています。
- 子どもの教育に関しては、教育機会の均等や信頼される学校教育の確立、家庭教育支援、幼児期の教育、社会教育、学校・家庭・地域の連携協力といった課題があげられます。

【施策の体系】



施策の方向（１）

家庭教育の充実

子どもが、基本的な生活習慣や倫理観・自制心・自立心等の人格の基礎を培ううえで、もっとも基本となるのが家庭における教育です。企業を含む地域社会全体で家庭教育を支援していくための環境整備が求められています。家庭教育の充実に向けて、多様な学習機会の提供に取り組んでいきます。

■施策の方向（１－１）多様な学習機会の提供

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
親子対象事業 （再掲）	保護者向けに児童の読書の重要性などを学ぶ講座を開催します。	参加者が多く保護者と子供とのコミュニケーションを深める効果も期待できる事業のため、継続していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
親子環境教室	家庭における教育の一助となるよう、環境関連の施設を親子で見学し、環境についての理解を深めるとともに、親子で環境について考えていただきます。	年１回、小学生とその保護者約１５組を対象として実施しています。身近な自然環境の保全から、地球規模の環境問題まで、幅広く関心を持ち、理解を深めていただけるように今後も継続していきます。	クリーンライフ課
親の学習推進事業 （再掲）	家庭や地域の教育力の向上を図るため、青少年育成市民会議が主催する「親の学習」を支援し、就学前児童及び小中学生の保護者やこれから親になる中高生を対象としたプログラムを実施します。	需要が多く、今後も開催数の増加が見込まれることから、ファシリテーター（学習支援者）のさらなる充実が求められています。小学校就学前児童の保護者や将来親となる中高生を対象とした講座を重点的に進めます。	青少年課 生涯学習課

施策の方向（２）

幼児教育の充実

子どもが小学校に入学するまでの時期は、自我が芽生える段階にあたり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期にあたっています。そこで、幼児教育向上に向けた取り組みや、子どもの発達や学習の連続性を確保するための幼児教育と小学校教育の相互の連携を図ることが求められます。幼児教育の充実に向けて、幼稚園教育、幼児教育の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向（２－１）幼稚園教育の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
私立幼稚園への補助金交付事業	私立幼稚園運営費補助金（市内９園）・三郷市私立幼稚園協会補助金を交付します。	幼稚園教育の振興及び運営の向上を図るため今後も適切な対応を推進していきます。	教育総務課

■施策の方向（２－２）幼児教育の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携	地域の幼稚園・小学校・児童クラブ等の見学、情報交換などを通じて相互交流・連携を図るとともに、教育委員会や子ども支援課と連携して、地域ごとに保育所・幼稚園・小学校を中核とした子育て支援ネットワークの形成に努めます。	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校は、それぞれに独自の目的・役割を有していますが、「子ども達が心豊かでたくましく育つこと」への願いは同じであり、地域で子育てを見守る中核機関であることに変わりはありません。保育所・幼稚園などを経て小学校に入学し成長していく児童の円滑な引き継ぎを行なうため、これらの機関がお互いに連携し、相互理解を深めていきます。	すこやか課

幼児教室運営管 理・補助事業（幼 児教室風の子園）	幼児教室の施設を管理し、運営 委員会へ補助金を交付します。	幼児教育の質の向上や社会環 境の変化を考慮し、認定こども 園等への移行や運営に対する 支援のあり方等を検討してい きます。	生涯学習課
---------------------------------	----------------------------------	---	-------

施策の方向（3）

学校教育の充実

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えることが予想されています。学校教育においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要になっています。学校教育の推進、特別支援教育の充実、教育相談の充実等を図るとともに、経済的負担の軽減にも引き続き取り組み、学校教育の充実を図っていきます。

■施策の方向（3-1）学校教育の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
特色ある学校づくり事業	子どもたちの個性を生かす教育を行うとともに、地域に信頼される学校づくりをめざし、各学校の裁量により、地域・学校の実態等に応じて、学校づくりを推進し、それぞれの特色を高めていきます。	市内の小・中学校が地域や学校の実態に応じてテーマを設け、それに基づいて特色ある学校づくりを進めてきています。学校応援団などをはじめ、地域との連携を図りながら、現状を維持し、特色ある学校づくりと、学校公開を初めとした広報活動を積極的に行います。	指導課
学力向上推進事業	児童生徒の学力の向上を図るため、教員の研修を充実させ、指導力の向上を図り、授業改善を図るとともに、授業外での取り組みを充実させます。 そのために、第2期学力向上5ヶ年計画を策定し、平成29～33年度で、事業を具体化します。	小・中学校ともに、児童生徒の基礎的・基本的な学力は着実に向上しています。教員の指導力の向上を図り、児童生徒の思考力・活用力などの育成を目指します。また、家庭・地域の協力を得ながら家庭学習の習慣化を強化していきます。	指導課

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
幼小・保小・小中・中高連絡会	学校間の連携を深め、小1プロブレム ⁶ 、中1ギャップ ⁷ 、高校中退などの諸問題を未然に防ぐことをめざします。	子どもに関する情報の共有。子どもたちの育ちを支えるための資料が保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校へと伝達されるようにします。	指導課
体力向上研究推進事業	市が小中学校に、体力向上のために委嘱する事業です。研究成果は各学校の授業に生かされます。	市内で毎年研究委嘱をし、研究発表会を行っています。現状を維持し、発表会への参加者数を増やす工夫をしていきます。	指導課
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携（再掲）	地域の幼稚園・小学校・児童クラブ等の見学、情報交換などを通じて相互交流・連携を図るとともに、教育委員会や子ども支援課と連携して、地域ごとに保育所・幼稚園・小学校を中核とした子育て支援ネットワークの形成に努めます。	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校は、それぞれに独自の目的・役割を有していますが、「子ども達が心豊かでたくましく育つこと」への願いは同じであり、地域で子育てを見守る中核機関であることに変わりはありません。保育所・幼稚園などを経て小学校に入学し成長していく児童の円滑な引き継ぎを行なうため、これらの機関がお互いに連携し、相互理解を深めていきます。	すこやか課
環境教育出前講座	総合学習の機会を活用し様々な環境問題について学べる体験型環境学習の出前講座を実施します。	学校と連携を図りながら、環境保全活動、地球温暖化対策への取組みを推進するため、持続可能な社会づくりの担い手である子どもたちに、環境教育を今後も継続していきます。	クリーンライフ課

⁶小学校第1学年の児童が学校生活に適應できないために起こす問題行動です。また、こうした不適應状態が継続し、クラス全体の授業が成立しない状況に陥っていることをさす場合もあります。

⁷中学校入学後に、学習や生活面での大きな環境変化に適應できず、不登校やいじめが増加する現象です。ギャップ（大きなすれ）には二つあり、一つは、小学校では少なかった問題行動が、中学校に入ると急増するという、現象としてのギャップ、もう一つは、学校の制度や指導の方法が大きく変化するという環境のギャップです。

■施策の方向（3-2）特別支援教育の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
就学支援委員会 （再掲）	すこやか課・障がい福祉課・子ども支援課・小中学校等、関係機関との連携を図りながら、就学支援対象者の早期把握、保護者への対応、学校選択時の情報提供と支援を行います	障がいのある子どもの特性や障がいの程度を的確に把握し、最もふさわしい教育の場を保障できるよう15名の委員が指導助言しています。現在の体制を維持しながら、校内就学相談委員会との連携、関係諸機関との連携を強化していきます。	指導課

■施策の方向（3-3）教育相談の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
教育相談 （再掲）	学校における教育相談を充実させ、いじめの未然防止と早期発見、早期解決をめざします。全ての中学校にさわやか相談員を配置し、教員による指導・教育相談を支援します。	全8中学校にさわやか相談室を設置し、各校1名ずつのさわやか相談員を配置しています。教員、スクールカウンセラー、教育相談室等関係機関と連携を図りながら、いじめ解消率100%をめざします。	指導課

■施策の方向（3-4）経済的負担の軽減

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
交通遺児奨学金 支給事業	交通事故によって遺児となった児童・生徒 ⁸ に対し、経済的援助を与え、健全な育成を図ります。	交通遺児となった児童・生徒へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めているので、適切な対応を推進しながら、今後も継続します。	学務課
特別支援教育就学奨励費補助金事業	児童・生徒が特別支援学級へ就学する際に、保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて市が補助することを通じて、特別支援教育の普及・奨励と教育を受ける機会の均等及び義務教育の円滑な実施を図ります。	保護者へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めていることから、適切な対応を推進しながら、今後も継続します。	学務課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業（学用品費等）	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等・修学旅行費・新入学用品費を援助することを通じて、学齢児童・生徒が教育を受ける機会の均等及び義務教育の円滑な実施を図ります。	保護者へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めていることから、適切な対応を推進しながら、今度も継続します。	学務課
準要保護児童生徒就学援助（学校給食費）	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校給食費を援助することを通じて、学齢児童・生徒が教育（食育）を受ける機会の均等及び学校給食を含んだ義務教育の円滑な実施を図ります。	保護者へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めていることから、適切な対応を推進しながら、今後も継続します。	学務課

⁸ ここでは、学校教育法上の分類に基づき、児童は小学生、生徒は中学生のことを指しています。

施策の方向性（４）	読書による教育環境の充実・推進
-----------	-----------------

家庭でも学校でも、子どもたちが読書をとおして、みずみずしい感性や旺盛な好奇心を育み、より深く豊かに生きるための力を身につけることができるよう、教育環境を充実・推進していきます。

本計画期間では、読書による教育環境の充実・推進を重点的取り組みとします。

■施策の方向（４－１）読書による教育環境の充実・推進 ★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
親子対象事業 （再掲）	保護者向けに児童の読書の重要性などを学ぶ講座を開催します。	参加者が多く保護者と子供とのコミュニケーションを深める効果も期待できる事業のため、継続していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
ブックスタート事業	4か月児健康診査の際、親子に絵本をプレゼントし、読み聞かせや言葉かけの大切さを伝えます。	赤ちゃんと保護者が絵本をとおして楽しい時間を分かち合うきっかけをつくるため、継続して実施していきます。	日本一の読書のまち推進課 健康推進課
らんどせるブックよもよも事業	新1年生へ本と、希望の方に図書館利用券をプレゼントします。図書のリストから自分の希望するものを選んでもらい、小学校を通じて児童に手渡します。	乳幼児期に育まれた読書への興味関心やみずみずしい感性、好奇心を、小学校入学後も引き続き豊かに育むため実施していきます。	日本一の読書のまち推進課 指導課

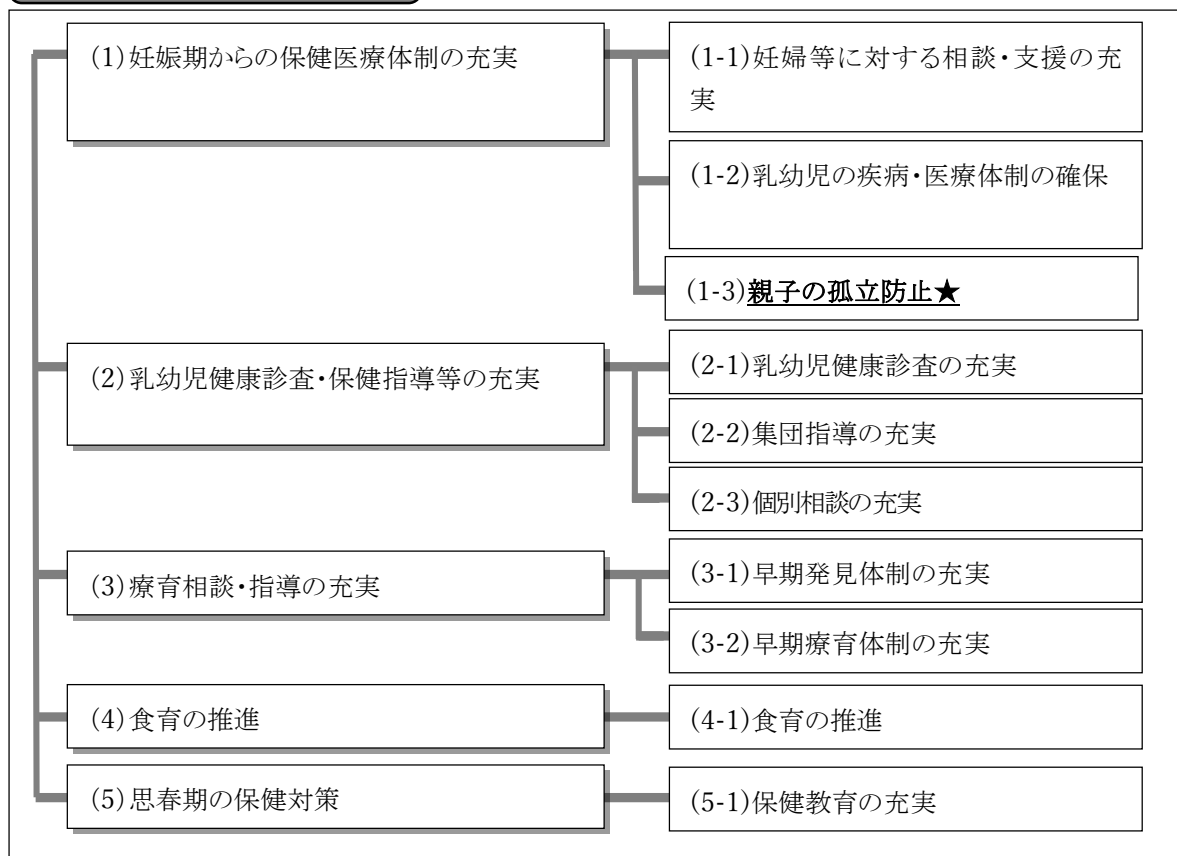
学校における「日本一の読書のまち三郷」の推進	学校において、子どもの主体的・意欲的な読書活動を促進するために、学校図書館図書標準達成・読書指導の充実・朝読書の全校実施・家庭読書の日の普及・家読ゆうびんの実施・読書フェスティバルの実施を推進します。	学校図書館図書標準をすべての学校が達成できるよう努めています。 全27校に配置した学校司書を中心に、学校図書館主任、及び読書活動支援員が連携し、読書指導等の充実に努めます。 家読ゆうびんは、学校だけでなく市民総ぐるみで全国展開を目指します。読書フェスティバルは、全国の読書が盛んなまちとの交流が図れる場となるよう努めていきます。	指導課 学務課 日本一の読書のまち推進課
児童対象事業（小学生） ブックトーク （再掲）	市内全小学校3年生に1つのテーマを軸に本の紹介を行い、貸出をします。	魅力のある図書館の本を様々な切り口で紹介することで興味を持たせて読書意欲を高めています。読書の幅が広がり始める3年生に対する事業として定着し、学校との連携もとれていることから、今後も継続します。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館

基本目標4 安心して出産できる支援体制 づくりと親子に対する健康施策の充実

【現状と課題】

- 母子保健を取り巻く状況で、少子化の進行、晩婚化・晩産化と未婚率の上昇、核家族化が進行しています。
- 安心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実に向けて、妊娠期からの保健医療体制の充実、乳幼児健康診査・保健指導等の充実、療育相談・指導の充実、食育の推進、思春期の保健対策という5つの施策を進めています。
- 転入等で地域の情報が少なく、妊娠・出産・育児の不安を抱えている保護者や、今回の子ども・子育てニーズ調査結果においても、「子育て・発達に関すること」で「気軽に相談できる人がいない、場所がない」というかたが5.7%います。
- 親子の孤立化、母子保健領域における健康格差が課題としてあげられます。

【施策の体系】



施策の方向（１）	妊娠期からの保健医療体制の充実
----------	-----------------

子育て家庭にとって大切なことは親と子の健康です。妊婦に対しては出産への不安を軽減するための相談体制を整え、また、安心して出産ができるよう支援していく必要があります。乳幼児に対する疾病予防・救急医療体制を確保し、健康な生活を保障することも重要な課題です。妊娠期からの保健医療体制の充実に向けて、妊婦等に対する相談・支援の充実、乳幼児の健康・医療体制の確保に取り組んでいきます。

本計画期間では、親子の孤立防止を重点的取り組みとします。

■施策の方向（１－１）妊婦等に対する相談・支援の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
妊婦健康診査事業	妊娠届出時に子育て支援ステーションほほえみ等で母子健康手帳とともに妊婦健康診査助成券を交付しています。必要な時期にきちんと妊婦健康診査を受けていただき、安心して妊娠期を過ごし、安全に出産ができるように支援しています。	妊婦の健康管理のため、妊婦健康診査14回分の費用助成を実施しています。また、妊婦健康診査として、子宮頸がん検診等の妊娠期に必要な検査についても費用助成をしています。妊娠が判明したらすみやかに妊娠届出をされるようホームページ等で周知していきます。	子ども支援課

利用者支援事業 （子育て支援ステーション事業）	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業（母子保健型・基本型・特定型）を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する相談や地域の子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。	子育て支援ステーションほほえみ（子育て世代包括支援センター）において、妊娠届出時等に保健師や助産師等がすべての妊婦を対象に面談を実施し、相談や支援を行います。また、子育て支援員（保育士）や保育コンシェルジュ（保育士）が子育て支援施設や保育所等の利用に関する相談・情報提供を行います。育児不安や親子の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談体制の整備に努めます。妊娠・出産・育児について気軽に相談できる場として周知を図るとともに、支援を必要とする家庭には、健康推進課や産科医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。	子ども支援課
助産施設入所相談	妊婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合に、入所して助産を受ける制度です。	助産に対する相談も多くなっています。また、外国人の相談者の増加に伴い、言葉や宗教の違いによる対応に配慮していきます。やむを得ない事情の場合に妊産婦が安心して入院助産ができるよう、相談業務の充実を図ります。	子ども支援課

■施策の方向（１－２）乳幼児の疾病・医療体制の確保

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児の予防接種	市内指定医療機関において個別接種を実施しています。出生者及び転入者へは予診票を配布し、接種の仕方やスケジュールの周知を行っており、麻しん風しんや日本脳炎ワクチンについては、未接種のかたへ勧奨を行っております。 平成28年10月から、接種誤り等を未然に防ぐことを目的に、予防接種自動スケジューラーを導入しています。	①乳幼児健康診査時に接種状況確認や未接種者へ接種勧奨 ②広報やホームページでの周知 ③未接種者への個別勧奨通知（麻しん風しん混合ワクチン2期、日本脳炎2期） ④教育委員会をとおして市内小中学校の児童・生徒への接種勧奨チラシの配付、などを行い接種者数の増加を目指しています。引き続き、早期接種の周知、未接種者への勧奨を行います。また、予防接種の種類が増加しているため、接種誤り等がないよう予防接種自動スケジューラーの周知を徹底していきます。	健康推進課
小児救急医療対策	休日及び夜間における救急医療体制として、東部南地区第二次救急⁹（6市1町¹⁰）の病院群輪番制による小児救急医療支援事業と、三郷市内での在宅輪番制¹¹による小児時間外（初期救急）診療を行っています。	現在、第二次救急は6市1町の病院群輪番制の体制がとられており、小児時間外は市内当番医療機関で診療が可能になっています。引き続き、現体制の維持を目指します。	健康推進課

⁹救急医療体制は、症状に応じて初期から第三次まで区分されており、初期救急は、入院を必要としない軽症患者を、第二次救急は、入院や手術を必要とする重症患者を、第三次救急は、生命の危機が切迫している重篤患者を対象とするものです。

¹⁰ 三郷市・草加市・越谷市・八潮市・吉川市・春日部市・松伏町を指します。7自治体は、『埼玉県地域保健医療計画』により定められた二次保健医療圏のうちの、東部保健医療圏に属しています。

¹¹ 三郷市医師会の協力を得て診療しています。

■施策の方向（1-3）親子の孤立防止★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
利用者支援事業 （子育て支援ステーション事業） （再掲）	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業（母子保健型・基本型・特定型）を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する相談や地域の子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。	子育て支援ステーションほほえみ（子育て世代包括支援センター）において、妊娠届出時等に保健師や助産師等がすべての妊婦を対象に面談を実施し、相談や支援を行います。また、子育て支援員（保育士）や保育コンシェルジュ（保育士）が子育て支援施設や保育所等の利用に関する相談・情報提供を行います。育児不安や親子の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談体制の整備に努めます。妊娠・出産・育児について気軽に相談できる場として周知を図るとともに、支援を必要とする家庭には、健康推進課や産科医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。	子ども支援課

乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師、看護師、保健師が訪問します。親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育てに関する相談を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	全数訪問、面接実施率 100%を目指します。すべての産婦を対象に訪問時に、母親のメンタルヘルス評価のためのエジンバラ産後うつ病質問紙票 ¹² （EPDS）等の聴取を実施しています。親子の孤立を防ぐとともに様々な悩みを聴き、支援が必要と思われる家庭に対しては関係機関と連携し適切なサービスにつなげるよう支援します。	子ども支援課
相談訪問事業	医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。	保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行っています。	健康推進課

¹² エジンバラ産後うつ病質問紙票(Edinburgh Postnatal Depression Scale: EPDS)は、産後うつ病のスクリーニングを目的として、1987年にコックスらが開発した自己記入式質問紙です。

施策の方向（２）	乳幼児健康診査・保健指導等の充実
----------	------------------

健康診査・保健指導は、母体の健康保持増進、乳幼児の疾病の予防・早期発見や健康保持増進、障がいのある子どもの早期発見と適切な指導を目的としたものに加え、子育てに伴うストレスの軽減や子育て支援も重視したものになってきています。乳幼児健康診査・保健指導等の充実に向けて、乳幼児健康診査の充実、集団指導の充実、個別相談の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向（２－１）乳幼児健康診査の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児健康診査	4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健康診査を実施しています。 子どもの発達や育児に視点を置き、多様化する利用者のニーズに応じた健康診査を目指しています。	健診受診率は平均90%を超えています。引き続き、受診率の維持や精度の向上を図ります。健診診察医により「要受診」と判定されたかたに対し、医療機関等への受診行動が図れるよう、電話やハガキ等による受診勧奨を行っています。今後も受診率の向上に努めます。また、子育てに困りを持つ親子を把握して、孤立しないよう支援していきます。	健康推進課

■施策の方向（2-2）集団指導の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
母子健康教育事業	ハローベビー教室（旧両親学級）、離乳食教室、保健師や栄養士等による健康教育、歯科医師等による歯科保健事業等を実施し、妊娠、出産、育児に伴う健康に関する正しい知識の普及啓発に努めています。	多職種や関係機関と連携を図りながら、子育てに関する正しい知識や最新の情報等を発信していきます。	健康推進課
乳幼児健康診査（再掲）	4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健康診査を実施しています。 子どもの発達や育児に視点を置き、多様化する利用者のニーズに応じた健康診査を目指しています。	健診受診率は平均90%を超えています。引き続き、受診率の維持や精度の向上を図ります。健診診察医により「要受診」と判定されたかたに対し、医療機関等への受診行動が図れるよう、電話やハガキ等による受診勧奨を行っています。今後も受診率の向上に努めます。また、子育てに困りを持つ親子を把握して、孤立しないよう支援していきます。	健康推進課

■施策の方向（2-3）個別相談の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
相談訪問事業 （再掲）	医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。	保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行っていきます。	健康推進課
地域の栄養相談	地区文化センターや児童センター等で、栄養士による食事・栄養に関する相談を行っています。	市民の健康に関する相談に対し個別に栄養指導を行い、家庭における健康づくりの充実を図ります。また、ホームページや広報等を活用し、事業を周知していきます。	健康推進課

施策の方向（３）

療育相談・指導の充実

障がいのある子どもが、自らの可能性を引き出し、社会的に自立していくためには、障がいの早期発見と早期の十分な療育¹³が不可欠です。このため、療育事業の普及・啓発と事業の充実を図る必要があります。療育相談・指導の充実に向けて、早期発見体制の充実、早期療育体制の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向（３－１）早期発見体制の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児健康診査 （再掲）	4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健康診査を実施しています。 子どもの発達や育児に視点を置き、多様化する利用者のニーズに応じた健康診査を目指しています。	健診受診率は平均90%を超えています。引き続き、受診率の維持や精度の向上を図ります。健診診察医により「要受診」と判定されたかたに対し、医療機関等への受診行動が図れるよう、電話やハガキ等による受診勧奨を行っています。今後も受診率の向上に努めます。また、子育てに困りを持つ親子を把握して、孤立しないよう支援していきます。	健康推進課
相談訪問事業 （再掲）	医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。	保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行います。	健康推進課

¹³心身に障がいをもつ子どもやその可能性のある子どもに対して、将来の自立と社会参加を目指し支援をすることです。

地域コンサルテーション（巡回相談）事業	心理士等の専門知識を有する者が、保育所・幼稚園等を巡回し、保育士等に対して発達が気になる子どもへの対応方法や保護者への支援方法についての助言を行います。	巡回相談を利用させていただくために保育所や幼稚園向けに研修を実施してまいります。また、訪問の際は丁寧に関わりを持ち、巡回後、お子さんや保育者にどのような変化があったか等、状況把握に努めてまいります。	子ども支援課
----------------------------	---	--	---------------

■施策の方向（3-2）早期療育体制の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子ども発達支援センター事業	発達の遅れや偏りなどの心配がある子どもの相談や個別指導を行います。また、保育所や幼稚園、小学校等とも連携し、子どもの発達を支援します。	相談や療育指導を希望するかたが増加しているため、対応できる体制を整えていきます。また、関係機関との連携を強化し、地域での発達支援体制の充実に努めます。	子ども支援課
しいのみ学園運営事業	就学前の心身に障がいのある児童の機能回復訓練及び基礎的な生活習慣を身につけさせることを目的とし、専門のスタッフによる集団療育と生活指導等を行う事業です。	しいのみ学園は、子ども発達支援センターの開設に伴い、通園児童をメインとし、グループ指導、作業療法、理学療法、言語指導、認知学習指導等を実施し、子ども発達支援センターと連携し、両機関で相互に補完しながら事業を推進していきます。	子ども支援課 しいのみ学園
児童発達支援事業	未就学の障がい児に対して、通所により、発達に関する療育の場を提供する事業です。	関係機関との連携を密にし、適正なサービス利用をしていただけるよう努めます。また、今後も需要の増加が見込まれることから、受け皿となる事業所の拡充に努めます。	障がい福祉課

施策の方向（４）	食育の推進
----------	-------

栄養摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期における痩身の増加などは、生涯にわたり健康への悪影響を及ぼす深刻な問題です。また、近年は食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していない親が増加傾向にあります。さらに、親子のコミュニケーションの場となる食卓において、家族そろって食事をする機会も減少しています。

これらの問題に対応するため、食を通じて、親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを強め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとして、食育の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向（４－１）食育の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児の食育推進	食に興味を持つことができ、さらに生涯に渡る望ましい食習慣が習得できるよう、地域活動栄養士会や食生活改善推進員等のボランティアを中心に、食体験を通じた事業を実施しています。	離乳食教室等の各種講習会の開催、乳幼児健康診査時の栄養・食生活相談、各種イベントを活用した試食品の提供、その他食体験の機会の提供を実施しています。今後も、望ましい食習慣が習得できるよう、課題や市民ニーズを的確に把握し、各部署・関係機関と連携しながら、食体験の機会及び食情報の提供等の事業を展開していきます。	健康推進課

食育に関する取り組みの推進	「食事を通して子どもの生きる力を育む」（おいしく食べよう・楽しく食べよう）を目標として、各保育所では、園庭で野菜を栽培し、収穫後に給食に取り入れたり、給食材料の皮むきなどを通して、食材に触れる体験をしたり、散歩中に農作物の観察をしたりしています。また、保育士体験で保護者が給食の試食を行うなど、食事をする際のコミュニケーションの大切さや朝食欠食防止に関する啓発活動などに取り組んでいます。	各保育所間の情報交換を深め、これまでの取組みを更に充実させるほか、給食員等による離乳食紹介や試食とともに食材紹介を行なうなど、保護者に対する支援の充実を図ります。また、関係機関と連携した保育所給食への三郷産野菜の取り入れをさらに拡充させ、今以上に地産地消を推進します。	すこやか課
食生活・生活リズム教育の推進	学校教育において、食事についての正しい理解と望ましい食習慣を養います。	各学校で指導の徹底を図り、よりよい食習慣が養われたと考えています。「早ね、早おき、朝ごはん」運動と連携し、朝食を欠食する児童をなくすことに努めます。	指導課

施策の方向（５）	思春期の保健対策
----------	----------

思春期の子どもたちを取り巻く環境は、性の尊さが軽視される風潮や薬物等の誤った情報の氾濫など、著しく悪化しています。思春期の保健対策に向けて、保健教育の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向（５－１）保健教育の充実

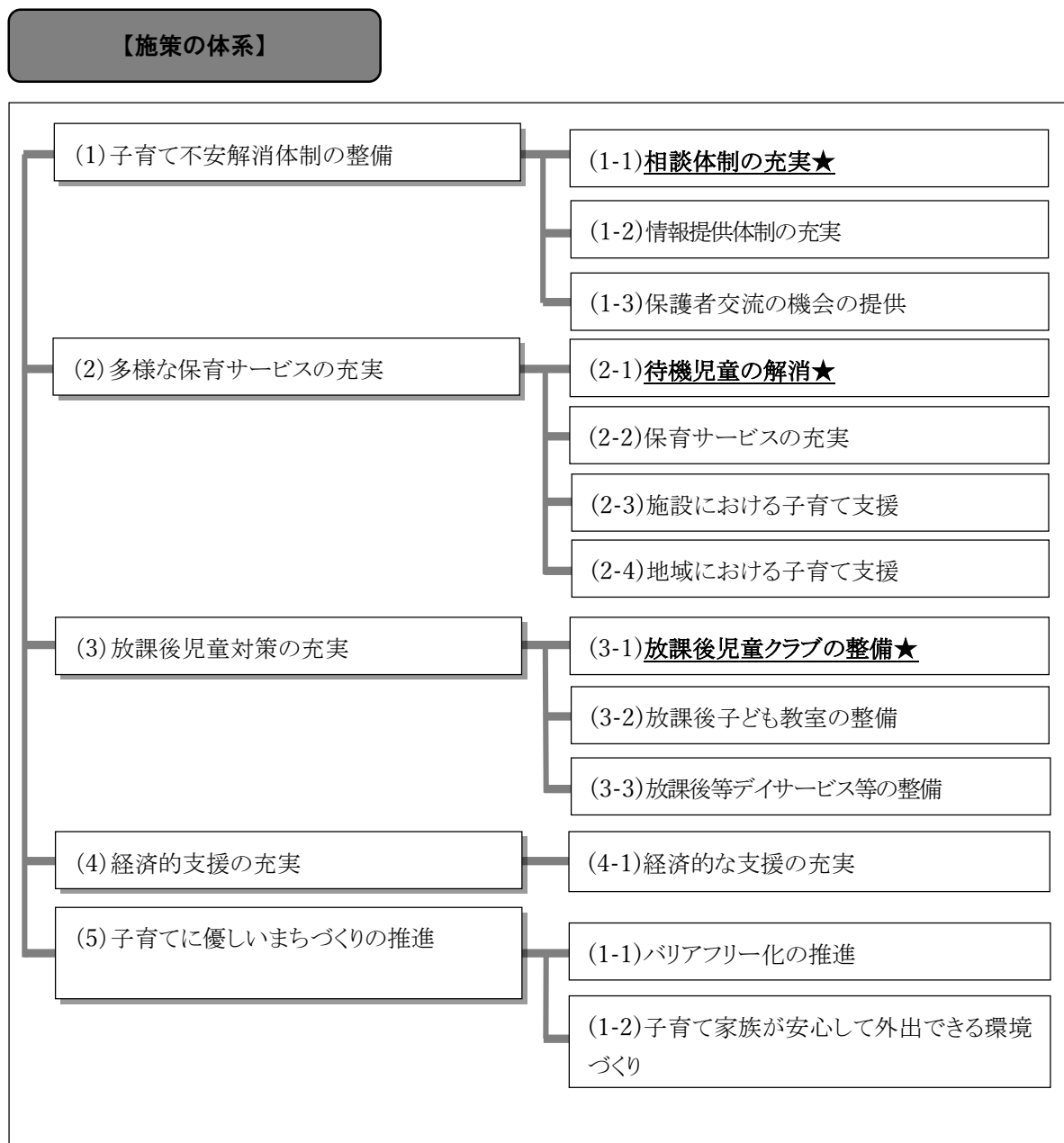
【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
性に関する指導の充実	保健体育の授業や学校保健委員会（生徒・教師・保護者で構成）において、性に関する知識や性感染症予防をテーマに取り上げ、校内発表等の取り組みを行います。	各学校で保健の授業をとおり、正しい知識の定着が図れたと考えています。今後も、各学校で授業を実施していきます。	指導課
喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育の推進	保健体育の授業や学校保健委員会（生徒・教師・保護者で構成）において喫煙、飲酒、薬物乱用の防止をテーマに取り上げ、校内発表等の取り組みを行います。	各学校での保健の授業をとおり、正しい知識の定着が図れたと考えています。今後も、各学校で授業を実施し、喫煙・飲酒の経験者をなくすことや薬物の影響についての正しい知識を普及させることを目指します。	指導課

基本目標5 すべての家庭が安心して子育て できる支援体制づくり

【現状と課題】

- 近年、核家族化が進むなど子育て環境の変化の影響を受け、子育てに関する知識が少ない中で子育てをしていくことが多くなっています。専門的な支援が必要な保護者や、発達発育等の経過観察が必要な子に対し、専門職による相談と総合的な支援を続けていきます。
- 土地区画整理事業の開発による宅地供給の増加や大規模マンションの建設に伴い、若い子育て世代の転入が増加しており、待機児童の解消が目下の課題です。ただし、長期的な視点では就学前児童の減少が見込まれることから、保育施設の整備等については、慎重な検討が必要です。
- 保護者の就労形態の変化に伴い、児童クラブのニーズが増えている一方、職員確保が困難な状況の中、必要な支援単位を確保することが課題となっています。



施策の方向（１）	子育て不安解消体制の整備
----------	--------------

少子化・核家族化の進行、都市化が進行するなかで、地域で子育てについて気軽に相談できる人が少なくなり、家庭の養育力や地域の子育て支援力が低下してきています。また、育児情報が氾濫する中、マニュアルどおりに子育てができないことに悩んだり、過剰な育児情報のなかで混乱を来したりすることもあります。子育て不安解消体制の整備に向けて、相談体制の充実、情報提供体制の充実、保護者交流の機会の提供に取り組んでいきます。

本計画期間では、相談体制の充実を重点的取り組みとします。

■施策の方向（１－１）相談体制の充実 ★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て支援総合窓口	子育て支援総合コーディネーターが、多様な子育て支援サービスを一元的に把握し、利用者の利便性の向上や、円滑なサービス利用のために活動しています。	広報、HP やツイッターによる情報発信。「にこにこ」子育て応援ガイドを今後も発行していきます。 また、活用しやすいHP のページデザインへの変更を行います。	子ども支援課
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業（再掲）	生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師、看護師、保健師が訪問します。親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育てに関する相談を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	全数訪問、面接実施率 100% を目指します。すべての産婦を対象に訪問時に、母親のメンタルヘルス評価のためのエジンバラ産後うつ病質問紙票（EPDS）等の聴取を実施しています。親子の孤立を防ぐとともに様々な悩みを聴き、支援が必要と思われる家庭に対しては関係機関と連携し適切なサービスにつなげるよう支援します。	子ども支援課
養育支援訪問事業	支援の必要な家庭を対象に訪問員を派遣し、養育指導や家事育児援助を実施します。	妊娠期から乳幼児期の継続した相談を通して、養育に関する支援を必要とする家庭に早期から対応していきます。	健康推進課

乳幼児子育て相談	保護者の悩みや不安の軽減・解消を図るために、就学前の乳幼児の子育てに関する相談、助言、情報提供等を電話・面接により実施します。	保育士による専門相談には市民ニーズがあり、相談の役割の重要性は増えています。気軽に相談できる身近な相談事業として、継続して実施します。	子ども支援課
地域子育て支援拠点事業	主に、乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親子が気軽に集い、交流・相談ができる場所（つどいの広場）と育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う場所（子育て支援センター）の運営を行います。	現在、市内7か所のつどいの広場、2か所の子育て支援センターにて、事業で事業展開をおこなっています。今後は個所数の増加だけではなく事業の充実や利用者支援事業との連携により、利用者の増加を図ります。	子ども支援課
子育てサークル団体の育成、支援	子育て支援センター事業で立ちあがったサークル団体に対して、活動等についてアドバイスや支援を行います。	各サークル団体で室内遊びフリートークなどの活動支援や会場の提供を行っています。今後も、事業の拡充を図り、また子育てサークルの育成、支援に努めていきます。	子ども支援課
児童館（育児情報の提供・交流）（再掲）	児童厚生員による、あらゆる機会をとらえた子育てサポート、育児に関する情報提供等を行います。	関連機関との連携やボランティア・地域住民・子育てサークル等の協力も得ながら、継続して実施していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
赤ちゃんひろば（北公民館・北児童館共催事業）（再掲）	乳幼児（3か月～1歳6か月）を持つ子育て中の親子が気軽に集まれる居場所として、子育てアドバイザーによる手遊びや歌遊び、体重・身長の計測、参加者同士の交流や情報交換等を行っています。また、家庭教育の支援を目的に、民生・児童委員、子育てアドバイザー等の協力を得て実施しています。	近隣からだけでなく市内の各所からの参加があります。地域のなかで子育てできるように、つどいの広場等の情報を提供します。また、諸外国出身の方の参加が増えていることから、コミュニケーションや文化の違いにも配慮し、実施をしています。また、広報やホームページ等で、周知に努め参加を促します。	北公民館 北児童館

家庭児童相談室 (再掲)	家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童の福祉につき、専門的な相談・指導にあたっています。また、集団で遊べなかったり、言葉がなかなか増えない等の児童や、育児に不安を持っている保護者を対象にした少人数の親子教室(めだか教室)を月2回行い、関係機関につないでいます。	相談内容を不登校で例にとると、家庭や学校、友達などの複合的な問題から発生し、複雑になっています。また、健康推進課や子育て支援ステーション等を通じ、乳幼児をもつ保護者からの多岐にわたる相談も増えてきています。相談内容の分析を行い今後の相談体制に役立てるため、内容に応じて、関係機関と情報を共有し、家庭児童相談室の充実を図ります。	子ども支援課
教育相談 (再掲)	学校における教育相談を充実させ、いじめの未然防止と早期発見、早期解決をめざします。全ての中学校にさわやか相談員を配置し、教員による指導・教育相談を支援します。	全8中学校にさわやか相談室を設置し、各校1名ずつのさわやか相談員を配置しています。教員、スクールカウンセラー、教育相談室等関係機関と連携を図りながら、いじめ解消率100%をめざします。	指導課
相談訪問事業 (再掲)	医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。	保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行っていきます。	健康推進課
女性相談	自分の生き方やからだのこと、人間関係、家族のこと、ドメスティック・バイオレンス ¹⁴ 等、女性のための相談に、女性の心理カウンセラーが対応しています。	相談事業を実施するとともに、ホームページや男女参画情報コーナー等により周知を図ります。	人権・男女共同参画課

¹⁴明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。暴力の形態には、身体的なもの、精神的なもの、性的なものがあります。被害者の性別は問いませんが、多くの場合は女性です。

利用者支援事業 （子育て支援ステーション事業） （再掲）	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業（母子保健型・基本型・特定型）を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する相談や地域の子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。	子育て支援ステーションほほえみ（子育て世代包括支援センター）において、妊娠届出時等に保健師や助産師等がすべての妊婦を対象に面談を実施し、相談や支援を行います。また、子育て支援員（保育士）や保育コンシェルジュ（保育士）が子育て支援施設や保育所等の利用に関する相談・情報提供を行います。育児不安や親子の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談体制の整備に努めます。妊娠・出産・育児について気軽に相談できる場として周知を図るとともに、支援を必要とする家庭には、健康推進課や産科医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。	子ども支援課
外国人への通訳・情報提供	日本語での意思疎通が困難な相談者への対応として、担当部署から依頼を受け、担当部署と相談者の間で通訳を行っています。英語版ホームページの整備・充実、英語版情報誌の発行など、身近な生活情報や行政情報の提供による外国籍住民にもやさしい国際化のまちづくりを推進します。	各課の要望や住民からの要望に応じて、対応体制や情報提供の拡充を行っています。	市民活動支援課

■施策の方向（１－２）情報提供体制の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て応援ガイド「にこにこ」の発行	主に就学前の子育て中の家庭に対し、子育て応援ガイドブックを発行します。	就学前児童のいる家庭の転入時や母子手帳申請時に配布し、また、市内公共機関に配置し、広く市民に案内しています。また、出産時・転入時等にもれなく配布しています。 民間事業者と協働で製作し、公費の削減に努めています。現在、イクメン ¹⁵ 版を掲載し、内容の充実を図っています。 今後も、紙面の充実を図ります。	子ども支援課
児童館だより（再掲）	毎月（年12回）発行し、近隣小学校・児童クラブ・保育所等に配布するとともに、児童館・センター内等に設置しています。また、各施設がホームページに月別予定表や事業案内等を掲載しています。	各館のカレンダーを掲載し、行事予定や休館日・事業案内等のPRを行っています。子どもたちにとっても、わかりやすく親しみやすい紙面になるよう工夫して引き続き発行していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
たからじまだより（再掲）	年6回、赤ちゃんから中学生までを対象に、時候に合った特集図書・新着図書・行事予定等を掲載し、小中学校に配布するとともに、児童館・児童センター内等に配置しています。また、行事予定・事業案内は、ホームページにも掲載します。	図書館のカレンダーを掲載し、休館日、行事予定のPRとなっています。利用者と資料を結びつけるための事業として有効で、引き続き実施していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
男女共同参画情報紙	男女共同参画推進市民スタッフが企画編集を行い、男女共同参画社会づくりの情報提供として年1回発行します。	年1回発行し、全世帯に配布しています。今後も、男女共同参画推進のため、市民に分かりやすい内容にして、意識の浸透を図っていきます。	人権・男女共同参画課

¹⁵育児を楽しみ、積極的に行う男性、または、将来そのような人生を送ることを望む男性を指します。

■施策の方向（１－３）保護者交流の機会の提供

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
保育所園庭開放の推進	平日保育所が開いているときに園庭を開放し、地域に開かれた保育所として、子育ての支援を行います。	各園で随時の園庭開放を実施しています。在宅で子育てをしている家庭への子育て支援策として有効で、地域に開かれた保育所として、今後も園庭開放の充実を図ります。	すこやか課
保護者対象事業	保護者を対象にスポーツを通じて育児疲れのリフレッシュを図ります。	保護者を対象とした育児疲れのリフレッシュにより、子育ての不安解消も図っていきます。今後も内容の充実を図りながら事業を継続していきます。	南児童センター 早稲田児童センター
地域子育て支援拠点事業（再掲）	主に、乳幼児（０～３歳）をもつ子育て中の親子が気軽に集い、交流・相談ができる場所（つどいの広場）と育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う場所（子育て支援センター）の運営を行います。	現在、市内７か所のつどいの広場、２か所の子育て支援センターにて、事業で事業展開をおこなっています。今後は個所数の増加だけではなく事業の充実や利用者支援事業との連携により、利用者の増加を図ります。	子ども支援課
赤ちゃんひろば（北公民館・北児童館共催事業）（再掲）	乳幼児（３か月～１歳６か月）を持つ子育て中の親子が気軽に集まれる居場所として、子育てアドバイザーによる手遊びや歌遊び、体重・身長計測、参加者同士の交流や情報交換等を行っています。また、家庭教育の支援を目的に、民生・児童委員、子育てアドバイザー等の協力を得て実施しています。	近隣からだけでなく市内の各所からの参加があります。地域のなかで子育てできるように、つどいの広場等の情報を提供します。また、諸外国出身の方の参加が増えていることから、コミュニケーションや文化の違いにも配慮し、実施をしていきます。また、広報やホームページ等で、周知に努め参加を促します。	北公民館 北児童館

施策の方向（２）

多様な保育サービスの充実

女性就労率の上昇や就労形態の多様化、また、世帯構造や生活様式の変化に伴って、保育ニーズが高まり、多様な保育サービスの提供が必要とされていることをふまえて、待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスや施設・地域における子育て支援等の充実に取り組んでいきます。

本計画期間では、待機児童の解消を重点的取り組みとします。

■施策の方向（２－１）待機児童の解消 ★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
通常保育	保育需要の動向を見極めながら、必要な保育量を提供することにより、保育定員を確保します。	女性の就労、低年齢児の保育需要の増加等により、待機児童は徐々に増加しています。このため、保育需要の動向を十分見極めながら、定員の見直し、定員の弾力的運用を実施します。	すこやか課 子ども政策室
地域型保育事業の推進	地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）において、少人数を対象にきめ細かな保育を行います。	少人数の子どもを保育する地域型保育事業を推進することにより、待機児童の多い３歳未満児の保育を増やします。	すこやか課 子ども政策室
認定こども園の推進	幼稚園と保育所両方の機能をもつ認定こども園に対し、運営支援を推進しています。	現在、市内には、認定こども園が４園設置されており、運営支援を行っています。今後についても、運営支援を継続して行っていく予定です。	すこやか課 子ども政策室

■施策の方向（2-2）保育サービスの充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
延長保育の推進	「保育標準時間」（1日最長11時間）と「保育短時間」（1日最長8時間）の中で必要となる保育時間を超える時間の延長保育を実施します。	現在13か所の保育所（園）において延長保育が実施されています。今後、保護者ニーズや児童への影響を考慮しながら、延長保育時間の拡充への取り組みを進めます。	すこやか課
休日保育の実施	保護者の働き方の多様化に合わせて、休日保育について検討します。	現在、大きなニーズとなっていないが、今後、保育サービス調査を踏まえて保育施策の優先順位、保育需要の動向を十分見極めながら、実施の検討をします。	すこやか課
統合保育の推進	障がい児（集団保育可能な医療的ケア児を含む）や発達の遅れが見られる児童と健常児と一緒に保育を受けることができる統合保育を、関係機関との連携を図りながら、効果的に推進します。	障がいがある児童の入所が増え、障がい児保育の充実が求められています。現在、市では上口保育所と丹後保育所の障がい児クラス（おひさまクラス）と各保育所の統合保育で受け入れています。今後は集団保育可能な医療的ケア児を含め安全・安心な保育をするため、施設面や必要な看護師、加配保育士を確保し、障がい児保育の充実を図ります。	すこやか課
送迎保育の実施	送迎ステーション（みさとしらゆり保育園内）で児童を預かり、専用バスを使用して市内の保育所（園）へ送迎する事業です。保護者の利便性の向上や既存保育所の有効活用により待機児童の解消を図ります。	送迎保育の実施により、きょうだいで別々の保育所に通う児童の保護者の利便性向上や既存保育所の有効活用が図られ待機児童の減少につながっています。 今後も保護者の多様な保育ニーズに対応するため送迎保育を実施していきます。	すこやか課

（仮称）保育アドバイザーの配置 （研修支援等）	保育所（園）等を巡回し、保育プログラムや保育士へのアドバイス、研修支援等を行い、保育の質の向上を推進します。	保育の質の確保、向上が求められていることをふまえ、保育プログラムや保育士へのアドバイス、研修支援等を行う（仮称）保育アドバイザーの配置を検討します。	すこやか課
----------------------------	--	--	-------

■施策の方向（2-3）施設における子育て支援

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
一時保育の推進	保護者の就労形態の多様化や突然の疾病等によるやむを得ない事由による場合や保護者がリフレッシュを図る場合に、一時保育を実施します。緊急保育とリフレッシュ保育があります。	4保育所（園）で一時保育を実施しています。利用日によっては、キャンセル待ちが生じる一方、定員に空きがあるという利用の集中が課題となっています。今後、利用状況等を考慮して、実施保育所（園）の増設や幼稚園の一時保育を検討します。	すこやか課
病児・病後児保育の実施	病気に罹患または回復期にある児童が保護者の勤務等の都合により、家庭等で保育が困難な場合に、適切な処遇が確保される施設において一時的に保育を実施します。	平成26年1月から、みさとしらゆり保育園において、病児・病後児保育室「つばめ」を実施しており、運営支援を行っています。今後、利用状況等を考慮し、新たな施設の設置等について検討します。	すこやか課

■施策の方向（2-4）地域における子育て支援

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て援助活動 支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方を会員として組織し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う制度です。勤労者が仕事と育児を両立できる環境を整備し、勤労者の福祉の増進及び児童福祉の向上を図ります。	依頼会員が増加傾向にある反面、提供会員の登録者数が少ない状況ですが、開催方法も含め利便性の向上を図るため会員増加に努めていきます。また、提供会員のスキルの確保のため、24時間講習やステップアップ講習を実施しています。ファミリー・サポート・センターの利用の仕方についても周知の拡大に努め、今後は、市民のかたへの依頼会員及び提供会員のさらなる拡充を図るとともに、病児・宿泊等に伴う緊急サポート制度の周知にも努めていきます。	子ども支援課

施策の方向（３）

放課後児童対策の充実

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中であって、子どもたちにとって安全で快適な放課後の居場所が重要な課題となっています。また、放課後に保護者が仕事等で不在の場合には、これらの子どもに対する保育が必要となってきます。保護者の就労形態が多種に及び、勤務時間も多岐にわたるようになるとともに生活様式が多様化し、保育ニーズも多様化してきています。国から示されている「新・放課後子ども総合プラン」の全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童対策の充実に向けて、放課後子ども教室の整備、放課後児童クラブの整備、放課後等デイサービス等の整備に取り組んでいきます。

本計画期間では、放課後児童クラブの整備を重点的取り組みとします。

■施策の方向（３－１）放課後児童クラブの整備★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
放課後児童クラブ運営の充実（再掲）	保護者の就労等により昼間家庭が留守になっている小学校に就学している児童に対し、保護者に代わって適切な遊びと生活の場を提供して、児童の健全な育成を支援します。	全小学校に児童クラブを設置して児童の保育を行うとともに、民間児童クラブに対しての補助を行い、児童クラブの保育需要に対応しております。 今後も共働き世帯の入室希望が増えることが想定されますが、子ども・子育て支援事業計画における必要量を確保するため、特に課題である職員不足について様々な方法により職員確保できるよう進めていきます。	教育総務課

■施策の方向（3-2）放課後子ども教室の整備

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
放課後子ども教室推進事業 （再掲）	地域社会において心豊かで健やかに育む環境づくりを推進するために、小学校の放課後及び休業日に、子どもたちが安全・安心に活動できる拠点を設けます。	市内小学校への設置を検討し、放課後児童クラブの子どもも参加しやすい学習・体験プログラムを、地域住民の協力を得て充実させていきます。	生涯学習課

■施策の方向（3-3）放課後等デイサービス等の整備

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
障がい児への支援 （障害福祉サービス給付事業） （再掲）	放課後等デイサービスや短期入所等の障害福祉サービスの情報提供や利用の支援、障害福祉サービス費の給付を行います。	放課後等デイサービスを行う事業所が市内に複数開設されたことにより、利用者数が増加しております。引き続き適切な給付を推進していきます。	障がい福祉課

施策の方向（４）

経済的支援の充実

子育て家庭では、養育費・教育費等の支出が家計を圧迫しており、経済的支援が必要になっているという背景をふまえ、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。ひとり親家庭（とくに、乳幼児をかかえ、就労が困難なひとり親家庭）は、経済的な悩みに直面している場合が多く、生活に安定をもたらす経済的支援が必要となっています。今後とも経済的な支援の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向（４－１）経済的な支援の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
母子及び父子・寡婦福祉資金貸付相談	ひとり親家庭等の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉の増進のために、必要な資金の貸付を行います。 （埼玉県で市が案内をしています。）	受付件数は減少しています。利用の拡充を図るため、母子家庭等に対して制度の周知のPR方法の見直しや児童扶養手当の現況届提出時に埼玉県の担当者を同席する日程も検討していきます。	子ども支援課
母子生活支援施設入所相談	母子家庭等の母が、生活や児童の養育の困難な場合にその母子を入所させて保護するとともに、母子の自立の促進のためにその生活を支援するものです。	母への自立支援、児童の精神的ケアを行うとともに、早期自立を目指すため、支援を図っていきます。	子ども支援課
三郷市国民健康保険出産育児一時金の支給	三郷市国民健康保険に加入している人が出産した場合、出産育児一時金として、42万円を支給します。妊娠85日以上であれば死産、流産の場合も含まれます。（会社退職後6か月以内の出産など、他の健康保険から給付を受けられる場合は支給されません。）	被保険者が利用する医療機関に直接一時金を支払う「直接支払制度」が普及しており、被保険者の窓口負担が大きく軽減されています。制度の周知を図り、適切な対応に努めます。	国保年金課

三郷市国民健康保険出産費資金の貸付	出産費を一時的に全額負担することが困難な被保険者に対し、出産前に出産育児一時金の8割を上限として貸し出します。	医療機関への直接支払制度導入にともない、貸付件数は減少しています。今後も必要な方に対し、適切な対応に努めます。	国保年金課
こども医療費支給事業	子どもが必要とする医療が容易に受けられるようにするため、医療保険制度で医療機関にかかった場合に、支払った医療費の一部を支給します。	現在、医療費助成の対象年齢は、通院・入院とも中学校修了前（15歳到達年度の末日）までです。今後さらに制度の周知を図り申請漏れの防止及び適正な支給に努めます。	子ども支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	子ども（18歳到達年度の末日、又は20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者）を持つ母子家庭、父子家庭、父又は母が障がい者である家庭、及び父母にかわって子どもを養育している人と子どもが医療機関にかかった場合、支払った医療費の一部が支給されます（所得制限があります）。	受給資格者は減少傾向にありますが、受給資格者の年齢層が高年齢化していることもあり、医療費の支給額は横ばい状態です。今後も制度の周知を徹底し申請漏れの防止に努めるとともに、適正な支給の向上に努めて行きます。	子ども支援課
児童手当支給事業	家庭における生活の安定に寄与すること、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的として、子どもを養育している保護者等に手当を支給します。	中学校修了前（15歳到達年度の末日）までの子どもに対し、月額で、所得制限限度内の3歳未満は15,000円、3歳以上小学校修了前（12歳到達年度の末日）の第1子及び第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は10,000円を支給しています。所得制限限度額以上の場合は月額5,000円を支給しています。今後も制度の周知を徹底し申請漏れの防止に努めるとともに、適正な支給の向上に努めて行きます。	子ども支援課

児童扶養手当支給事業	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。 対象者は、子ども（18歳到達年度の末日、又は20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者）を監護している父、母又は父母に代わって子どもを養育している人が、児童扶養手当を受けることができます。	所得額に応じて全部支給と一部支給があります。全部支給では子ども1人につき月額42,910円、一部支給では子ども1人につき月額10,120円から42,900円を支給しています。また、2人の場合は5,070円から10,140円を加算、3人以上の場合は、1人につき3,040円から6,080円を加算し支給しています。 制度の周知を徹底し申請漏れの防止に努めるとともに、適正な支給の向上に努めて行きます。また、令和元年11月分から奇数月に年6回各2ヶ月分の支給となりました。	子ども支援課
未熟児養育医療費支給事業	身体の発達が未熟なまま生まれた赤ちゃんに必要な医療が行われるよう、医療費が助成される制度です。	出生時の体重が2,000g以下、または医師により入院養育が必要と認められ、指定の医療機関に入院した満1歳の誕生日の前々日までの子ども（乳児）が対象となります。今後さらに制度の周知を図り申請漏れの防止及び適正な支給に努めます。	子ども支援課

三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業	在宅の心身障がい児・者を介護している保護者が、疾病その他の理由により在宅での介護が一時的に困難となり、当該心身障がい児者の介護を介護人に委託した場合において、当該委託に係る介護料及び介護証明書料の一部を助成します。	市の単独事業で、利用者数、申請件数、助成金額ともに増加していくことが予想されます。とくに介護者に緊急事態が生じた場合、身近で心身障がい児・者を介護してくれる介護人が存在することは生活の安定につながるため、今後も事業を継続し、対象者への適切な対応を推進していきます。その際、潜在的な需要も考えられることから、障がい児・者への周知及び窓口での制度説明を徹底します。	障がい福祉課
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の方に対して支給される手当です。	国の制度であるため、認定には県の助言を受けながら適切な対応を推進しています。施設に入所した児童の把握など、関係機関との連携が必要となります。引き続き制度の周知、及び適切な対応に努めます。	障がい福祉課
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。	国の制度で、申請受付、年度ごとの更新事務手続き等を市で行います。障がいの状態が1級の場合で月額52,200円、2級で月額34,770円の手当が支給されます。引き続き制度の周知、及び適切な対応に努めます。	障がい福祉課
自立支援医療費（育成医療）	児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る治療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいの除去、症状を軽くする治療の医療費について自己負担を軽減する医療制度です。	着実に制度が周知されており、安定した給付状況が続いております。今後も必要な方に対し、適切な給付に努めます。	障がい福祉課

難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。	埼玉県、三郷市、対象者本人で購入基準額の三分の一ずつを負担する事業で、平成25年度から実施しております。今後も適切な給付に努めます。	障がい福祉課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児にあった適切な種類のもので小児慢性特定疾病児及び介護者が容易に利用できる日常生活用具の給付を行います。	今後も疾患や用具の追加などの情報収集に努め、対象児童が使いやすく保護者の方の介護負担を軽減する状況を作るべく、適切な給付を推進していきます。	障がい福祉課

施策の方向（５）	子育てに優しいまちづくりの推進
----------	-----------------

公共性の高い建築物や公共交通機関、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者などが集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しています。子どもや子育て期の親にとって、外出時に安全で利便性に富んだ住みよいまち、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念にもとづいたまちを創り上げていくことは、高齢者や障がい者を含めたすべての人にとって社会生活を営むうえで不可欠であることは言うまでもありません。子育てに優しいまちづくりの推進に向けて、バリアフリー化の推進、子育て家族が安心して外出できる環境づくりに取り組んでいきます。

■施策の方向（５－１）バリアフリー化の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
ノンステップバスの導入促進	ベビーカーを使用したり、小さな子どもを連れての外出が安全で利便性の高いものとなるよう、ノンステップバスの普及を促進し、バス事業者に対して車両購入補助等の支援に努めます。	市内を走行している路線バスは全てノンステップバスとなったため、今後も買い替え購入費に対する補助を行うことにより、導入率 100%の維持を図っていきます。	都市デザイン課
水路改修事業（再掲）	既設水路の蓋架けを実施し、歩行空間を確保することにより歩行者の安全を図ります。	市民要望が多いため、緊急度、優先度を考慮しつつ、計画的に整備を進めます。	道路河川課
歩道整備事業（再掲）	路肩あるいは水路敷きを利用し、歩道を設置します。また、通学路を中心にガードレール等を設置し、歩行者の安全を図ります。	市民要望が多いため、緊急度、優先度を考慮しつつ、計画的に整備を進めます。	道路河川課
公園施設のバリアフリー化（再掲）	公園施設のバリアフリー化を進めます。	遊具の修繕等に合わせて、既存施設のバリアフリー化を図るとともに、新規施設については、ユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。	みどり公園課

■施策の方向（5-2）子育て家族が安心して外出できる環境づくり

【取り組みを支える事業一覧】

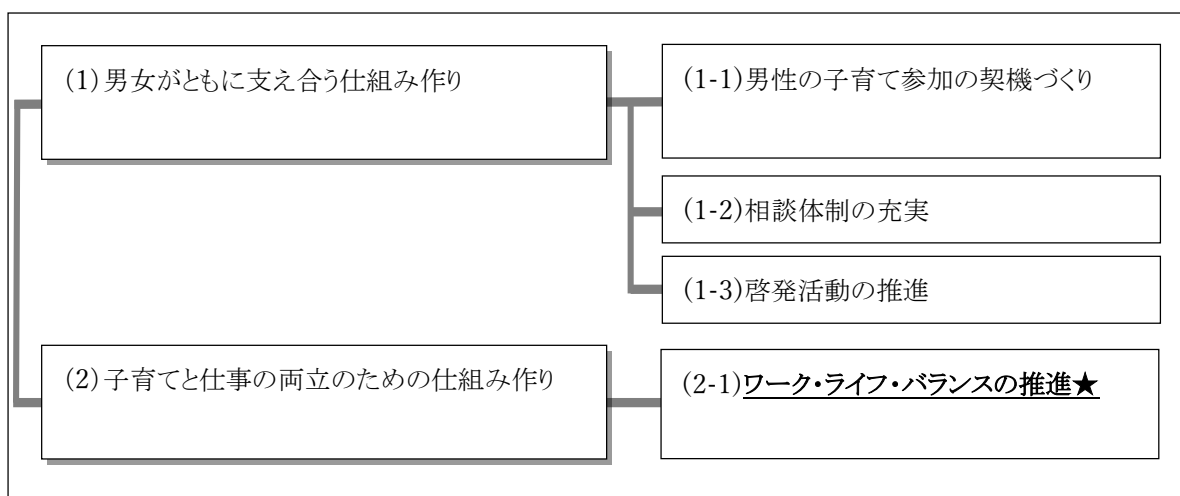
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
赤ちゃんの駅	乳児のいる子育て家庭が市内での外出をしやすいよう、公共施設等にオムツ替えや授乳が出来るスペースを設けます。	毎年、埼玉県への登録数が増加しています。事業の周知に努め、利用の促進を図っていきます。	子ども支援課

基本目標6 男女が協力する子育て社会の実現

【現状と課題】

- 2018年6月に「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)が成立しました。この関連法を踏まえて、労働時間等見直しガイドラインが改正され、仕事と生活の調和が進められています。
- 2016年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、職業に就いているまたは就こうとする女性の個性と能力が十分に発揮できる豊かで活力ある社会の実現が図られています。
- 共働き世帯は、年々増加しています。しかし、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間(1日当たり)は1時間23分と、他の先進国と比較して低水準にとどまっています(妻は7時間34分と他国より長時間)。また、男性の育児休業取得率も、近年上昇しているものの、依然として低水準です。
- 性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方)の変革、ワーク・ライフ・バランスの取組の重要性の啓発、男性が家事・育児・介護等に参画可能となるための環境整備が求められています。
- 子どもの権利や安全の確保に向けて、男女がともに支え合う仕組み作り、子育てと仕事の両立のための仕組み作りという2つの施策を進めています。

【施策の体系】



施策の方向（１）	男女がともに支え合う仕組みづくり
----------	------------------

子育てや家事に参画する父親が増加している一方、母親の家事・育児の負担はあまり改善されていません。そのため、父親の子育てへの参画を促しつつ、子育てに関して地域でともに支え合う仕組みを構築していくことが必要です。男女がともに支え合う仕組みづくりに向けて、男性の子育て参画の契機づくり、相談体制の充実、啓発活動の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向（１－１）男性の子育て参加の契機づくり

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
母子健康教育事業 （再掲）	ハローベビー教室（旧両親学級）、離乳食教室、保健師や栄養士等による健康教育、歯科医師等による歯科保健事業等を実施し、妊娠、出産、育児に伴う健康に関する正しい知識の普及啓発に努めています。	多職種や関係機関と連携を図りながら、子育てに関する正しい知識や最新の情報等を発信していきます。	健康推進課
父親の子育て参加の促進	父親の子育て参加を促進します。	子ども支援課の「親子講座」は、父親も参加できるように土曜日に開催しています。今後も事業内容を検討して実施していきます。この他、児童館や地区文化センターでの父親参加の事業の実施などを予定しています。	子ども支援課
親子対象事業 （再掲）	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのための幼児親子向け事業や集団遊び（ひろば）などの催事を実施しています。	乳幼児親子を対象とした事業へのニーズは高くなっています。特に就園前の子どもたちを対象としたひろばでは月齢が近い子どもが集まるため、保護者同士の交流も図ることができます。今後も内容の充実を図りながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター

	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのために、親子料理教室・えほんのひろば・にこにこひろば等の催事を実施しています。 東和・彦成・高州では、つどいの広場開催施設として、子育て支援事業を実施しています。 鷹野では親子英会話・ファミリーコンサートを実施しています。ピアラシティでは、ポタジェの庭での親子の収穫体験を実施しています。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを実施しています。	乳幼児と保護者を対象とした、えほんのひろばやにこにこ広場を引き続き開催していきます。センター職員が講師となり子育て支援事業にも引き続き取り組んでいきます。また、父親参加型の事業も企画して積極的に育児に参加してもらえよう事業展開を図ります。親子向けのコンサートも継続的に開催していきます。ピアラシティでは、ポタジェ体験を通しての食育活動に寄与していきます。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを通して、楽しみながら、学びの場づくりを進めていきます。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター 三郷中央におどりプラザ
	乳幼児とその保護者を対象に、親子おはなし会、ちいさいえほんタイムなどの催事を行います。	さらに多くの親子に、本との出会いの第一歩として活用してもらえよう、内容を充実していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館

■施策の方向（１－２）相談体制の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
利用者支援事業 （子育て支援ステーション事業） （再掲）	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業（母子保健型・基本型・特定型）を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する相談や地域の子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。	子育て支援ステーションほほえみ（子育て世代包括支援センター）において、妊娠届出時等に保健師や助産師等がすべての妊婦を対象に面談を実施し、相談や支援を行います。また、子育て支援員（保育士）や保育コンシェルジュ（保育士）が子育て支援施設や保育所等の利用に関する相談・情報提供を行います。育児不安や親子の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談体制の整備に努めます。妊娠・出産・育児について気軽に相談できる場として周知を図るとともに、支援を必要とする家庭には、健康推進課や産科医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。	子ども支援課
子育て支援総合窓口 （再掲）	子育て支援総合コーディネーターが、多様な子育て支援サービスを一元化に把握し、利用者の利便性の向上や、円滑なサービス利用のために活動しています。	広報、HP やツイッターによる情報発信。「にこにこ」子育て応援ガイドを今後も発行していきます。 また、活用しやすいHP のページデザインへの変更を行います。	子ども支援課
女性相談 （再掲）	自分の生き方やからだのこと、人間関係、家族のこと、ドメスティック・バイオレンス等、女性のための相談に、女性の心理カウンセラーが対応しています。	相談事業を実施するとともに、ホームページや男女参画情報コーナー等により周知を図ります。	人権・男女共同参画課

■施策の方向（1-3）啓発活動の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
男女共同参画情報紙 （再掲）	男女共同参画推進市民スタッフが企画編集を行い、男女共同参画社会づくりの情報提供として年1回発行します。	年1回発行し、全世帯に配布しています。今後も、男女共同参画推進のため、市民に分かりやすい内容にして、意識の浸透を図っていきます。	人権・男女共同参画課
男女共同参画情報コーナー	三郷中央におどりプラザ館内に「男女共同参画情報コーナー」を設置し、男女共同参画に関する様々な情報発信を行います。	男女共同参画を身近なこととして感じることができるよう、様々な情報を発信します。	人権・男女共同参画課
子育て応援ガイド「にこにこ」の発行 （再掲）	主に就学前の子育て中の家庭に対し、子育て応援ガイドブックを発行します。	就学前児童のいる家庭の転入時や母子手帳申請時に配布し、また、市内公共機関に配置し、広く市民に案内しています。また、出産時・転入時等にもれなく配布しています。 民間事業者と協働で製作し、公費の削減に努めています。現在、イクメン版を掲載し、内容の充実を図っています。 今後も、紙面の充実を図ります。	子ども支援課

施策の方向（２）	子育てと仕事の両立のための仕組みづくり
----------	---------------------

共働き世帯の増加に伴い、仕事と子育ての両立に悩む家庭が増えているため、それを支援するための施策が求められています。また仕事を持つ親が子どもを産み育てることを支援するために、産前産後休暇・育児休業・短時間勤務・育児時間・母性健康管理などの制度が、労働基準法や育児・介護休業法、男女雇用機会均等法などで定められています。子育てと仕事の両立のための仕組みづくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいきます。

本計画期間では、ワーク・ライフ・バランスの推進を重点的取り組みとします。

■施策の方向（２-１）ワーク・ライフ・バランスの推進 ★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て援助活動 支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） （再掲）	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方を会員として組織し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う制度です。勤労者が仕事と育児を両立できる環境を整備し、勤労者の福祉の増進及び児童福祉の向上を図ります。	依頼会員が増加傾向にある反面、提供会員の登録者数が少ない状況ですが、開催方法も含め利便性の向上を図るため会員増加に努めていきます。また、提供会員のスキルの確保のため、24時間講習やステップアップ講習を実施しています。ファミリー・サポート・センターの利用の仕方についても周知の拡大に努め、今後は、市民のかたへの依頼会員及び提供会員のさらなる拡充を図るとともに、病児・宿泊等に伴う緊急サポート制度の周知にも努めていきます。	子ども支援課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスに関するポスターの掲示やリーフレット等の設置によって、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供することを通して、理解を深め、相談機関やイベント等の情報発信ができるよう努めます。	人権・男女共同 参画課 商工観光課
育児休業・介護休業制度の普及の啓発	男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度等についての情報提供を行います。	ポスターの掲示やリーフレット等の設置など、情報を収集しやすい環境づくりに努めます。	商工観光課 人権・男女共同 参画課

第4章 施策の展開

優良企業等のPR の実施	仕事と家庭の両立等、働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業・事業所のPR	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業・事業所等について、情報紙等でPRしていきます。	人権・男女共同 参画課 商工観光課
企業担当者向け 啓発活動	誰もが働きやすい職場づくりを企業に推進してもらうための啓発活動を行います。	企業担当者に向けて、啓発資料の配布・説明等の活動を実施していきます。	商工観光課 人権・男女共同 参画課
労働等に関する 相談事業	仕事に関する悩みを軽減するため、労働相談、就職の悩み相談、内職相談等により、各種の課題や問題について、情報提供や助言・指導等を行います。	働いているかたや働きたいかたが能力を発揮できるよう、就業や労働に関する相談窓口を設置し、必要な情報提供や助言等を行います。	商工観光課

基本目標7 地域共生のまちづくりの推進

【現状と課題】

- 少子高齢化の進展や人々の価値観・ライフスタイルの多様化等の社会情勢の変化に伴い、地域における住民同士の交流の希薄化が進むと、地域社会の機能が低下し、そのために孤立して悩みを抱える人も少なくありません。複雑化・多様化する地域の課題や生活の課題は、行政だけで解決するのではなく、一人ひとりが「我が事」として受け止め、地域で助け合い、支え合って解決していくことが重要です。
- 子どもの権利や安全の確保に向けて、地域支援協力体制の確立を進めています。
- 地域福祉を推進するためには、一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心・愛着を持ち、地域のさまざまな活動に積極的に参加していく必要があります。

【施策の体系】

- (1) 地域支援協力体制の確立

施策の方向（１）	地域支援協力体制の確立
----------	-------------

地域ぐるみの支援協力体制には、保健・医療・福祉・教育の連携による計画の一体的推進及びボランティア団体・NPO 法人及び町内会等との協働による計画の推進が求められています。今後とも地域支援協力体制の構築に取り組んでいきます。

■施策の方向（１－１）地域支援協力体制の確立

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て自主企画 応援事業	市内の子育て支援グループを 後援し、子育てフェスタを実施 しています。	年１回、市内公共施設において、市内の子どもを中心とした 子育てフェスタを開催し、学 習・交流・情報交換をしながら 子育てネットワークの拡充を 推進しています。子どもたちが すこやかに、心豊かに成長で けるように、子育てグループを後 援し、子育てフェスタの充実を 図っていきます。	子ども支援課
子育て応援団体 の育成	民生委員・児童委員による児童 館や子育て支援拠点施設での 協働による子育て支援を実施 しています。	現在、民生委員・児童委員及び 市民子育て支援団体により、児 童館や子育て支援拠点施設に おいて、協働で子育て支援の事 業を行っています。今後も子育 て団体やサークル団体との連 携を図り、引き続き協働による 子育て支援を実施します。	子ども支援課

防犯のまちづくりの推進（再掲）	自分たちのまちは、自分たちで守るという自主防犯意識の醸成を図るとともに、市民の安全・安心感の向上のために諸施策を推進します。	町会等の自主防犯活動団体の数の増加はなくなっており、活動者の高齢化も進んでいるので、各団体の活性化を促進する必要があります。今後は、防犯のまちづくりをさらに進めるため、①防犯ステーションによるパトロールの強化、②自主防犯活動支援策の充実、③防犯活動団体連絡会等を検討し、安全・安心なまちづくりに努めます。	生活安全課
子ども110番の家（再掲）	各中学校区の地域青少年育成会が中心となって、地域の事業者や住民の方の協力のもと「110番の家」の事業を実施します。常に子どもを不審者等から守れる環境作りを行います。	平成30年度末現在、994か所の事業主や住民に協力をお願いしています。今後も協力者を増やし、子ども達に安全な環境作りに努めます。	青少年課
子ども見守り活動（再掲）	各中学校区の地域青少年育成会が中心となって、見守り活動の輪を広げていきます。	学校と地域が連携して引き続き実施していくことで、子ども達が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。	青少年課
青少年関係団体補助事業等（再掲）	地域の青少年健全育成活動を支援しています。	支援を継続します。	青少年課
「子どもの居場所」づくりセミナー（再掲）	運営ノウハウの提供と地域ネットワーク形成の後押しをするため、セミナーを開催します。	運営ノウハウの提供と地域ネットワーク形成の後押しをするため、講演会や交流会等を柱として実施する。 また、市単独主催に限らず、県政出前講座や他団体との共催も視野に入れ、実施を検討する。	子ども政策室

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携（再掲）	地域の幼稚園・小学校・児童クラブ等の見学、情報交換などを通じて相互交流・連携を図るとともに、教育委員会や子ども支援課と連携して、地域ごとに保育所・幼稚園・小学校を中核とした子育て支援ネットワークの形成に努めます。	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校は、それぞれに独自の目的・役割を有していますが、「子ども達が心豊かでたくましく育つこと」への願いは同じであり、地域で子育てを見守る中核機関であることに変わりはありません。保育所・幼稚園などを経て小学校に入学し成長していく児童の円滑な引き継ぎを行なうため、これらの機関がお互いに連携し、相互理解を深めていきます。	すこやか課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	主に、乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親子が気軽に集い、交流・相談ができる場所（つどいの広場）と育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う場所（子育て支援センター）の運営を行います。	現在、市内7か所のつどいの広場、2か所の子育て支援センターにて、事業で事業展開をおこなっています。今後は個所数の増加だけではなく事業の充実や利用者支援事業との連携により、利用者の増加を図ります。	子ども支援課
子育てサークル団体の育成、支援（再掲）	子育て支援センター事業で立ちあがったサークル団体に対して、活動等についてアドバイスや支援を行います。	各サークル団体で室内遊びフリートークなどの活動支援や会場の提供を行っています。今後も、事業の拡充を図り、また子育てサークルの育成、支援に力を入れていきたい。	子ども支援課